

平成23年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成23年2月28日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（22名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
19番 嶋田 茂樹
21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹
18番 林 俊介
20番 高橋 利彦
22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	刃田 哲雄	秘書広報課長	米本 壽一
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	平野 哲也
企画課長	神原 房雄	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	堀川 茂博	市民課長	石井 繁
環境課長	浪川 敏夫	保険年金課長	花香 寛源
健康管理課長	石毛 健一	社会福祉課長	在田 豊
子育て支援課長	林 芳枝	高齢者福祉課長	渡辺 輝明
商工観光課長	横山 秀喜	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	北村 豪輔	都市整備課長	伊藤 恒男
下水道課長	佐藤 邦雄	会計管理者	高山 重幸
消防長	佐藤 清和	水道課長	小長谷 博
病院事務部長	渡辺 清一	病院経理課長	鈴木 清武
国民宿舎支配人	増田 富雄	庶務課長	加瀬 寿一
学校教育課長	平野 一男	生涯学習課長	野口 國男
国体推進室長	高野 晃雄	監査委員局長	平野 修司
農業委員会事務局長	伊藤 浩		

事務局職員出席者

事務局長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承をいただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

13番、嶋田哲純議員、14番、柴田徹也議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの18日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いをするので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第36号までの36議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第36号までの36議案を一括上程いたします。

議案第 1号 平成23年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 3号 平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 4号 平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

- 議案第 5号 平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6号 平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7号 平成23年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 8号 平成23年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9号 平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第14号 平成22年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第16号 平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第17号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第30号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について
- 議案第33号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第34号 訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（林 一哉） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成23年旭市議会第1回定例会を招集し、平成23年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の一部改正等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

はじめに、総合計画について申し上げます。

総合計画の前期基本計画については、計画期間が平成23年度をもって終了するため、新年度は、平成24年度から5年間を計画期間とする後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

策定にあたりましては、前期基本計画の施策目標の達成状況を検証するとともに、本年度に実施した市民アンケートや団体アンケート、地区懇談会の結果を踏まえ、旭市総合計画審議会に諮り策定してまいります。

次に、定住自立圏共生ビジョンについて申し上げます。

定住自立圏構想の具体的な施策を定めた「旭市共生ビジョン」の策定につきましては、現

在、共生ビジョン懇談会で協議いただいているところであります。

共生ビジョンは、定住自立圏形成方針に基づき、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点から構成し、平成23年から5年間で31事業を予定するものであります。

次に、平成23年度の予算編成方針について申し上げます。

現在の日本経済は、昨年秋からの足踏み状態の景気に、一部で持ち直しに向けた動きが見られるものの、失業率が若年層を中心に高水準にあるなど依然として厳しく、先行きについても海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、持ち直していくことが期待されますが、海外景気の下振れ懸念や為替レートの変動など、景気がさらに下押しされるリスクが存在するほか、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念も依然として残っている状況であります。

こうした中、国においては、急速な円高の進行など厳しい経済情勢に早急に対応し、デフレからの脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確実なものとしていくため、昨年9月、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」が閣議決定されたところであります。

これにより、政府は、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費の活用と平成22年度補正予算により、雇用の維持と景気回復に向けた取り組みを進めるなど、景気・雇用の両面から経済の下支えを図り、さらには平成23年度の予算・税制などにおいて、雇用を起点とした経済成長の実現を確かなものにしていくとしています。

地方財政については、企業収益の回復などにより地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費が大幅な自然増になることや、公債費が高い水準で推移することなど、定員削減などによる給与関係経費の大幅な減少を考慮しても、なお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるため、地方交付税の増額が図られたところであります。

こうした地方財政対策により、本市の財政は、地方交付税の増額が見込まれるものの、税収については、景気低迷の影響から減収見込みとなるなど、歳入全体では依然として厳しい状況が続いております。

また、歳出では、生活保護法や障害者自立支援法などに基づく施策により、扶助費など義務的経費が引き続き増加傾向にあるほか、「少子・高齢社会への的確な対応」「安全で安心して暮らせるまちづくりの実現」など、多くの財政需要が見込まれております。

このような状況下において編成した平成23年度の当初予算は、市民福祉の向上と市の均衡ある発展に向けて、合併の効果や財源などを最大限に生かすとともに、合併による国の財政

支援の終期も見据えながら、継続してよりスピードアップしてやるべき事業と、財政状況や市民ニーズに照合してスピードダウンすべき事業を的確に判断し、旭市総合計画や定住自立圏構想、行政改革アクションプランに掲げる施策を着実に実施していくことを基本とし、一般会計の予算額を268億5,000万円としたものであります。

また、特別会計は、平成22年度をもって老人保健が廃止されることにより、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業、農業集落排水事業の5事業で、147億100万円、企業会計は、水道事業、病院事業、国民宿舎事業を合わせて437億2,733万7,000円となり、当初予算の規模を852億7,833万7,000円としたところであります。

次に、平成23年度の主要事業等について、基本計画の施策体系に沿って申し上げます。

第一に「安全で魅力のあるまちづくり」であります。

はじめに、都市計画について申し上げます。

現在、旭地域に指定している都市計画区域につきましては、総合計画に定める「秩序ある土地利用の確立と均衡あるまちづくり」を計画的に進めるため、市内全域を視野に都市計画区域の見直し作業を進めているところであります。

都市計画は、直接、市民生活に係わる重要な案件でありますので、今後は、機会を捉え、住民説明会や公聴会を開催するなど、地域住民の皆様との合意形成を図ってまいります。

また、区域の見直しにあたりましても、農林調整等も必要となりますので、国県との協議も並行しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、市道の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道の整備につきましては、地域バランスを考慮に入れながら計画的に進めてまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業として進めている県道銚子旭線から国道126号までの区間については、JRに委託する跨線橋部分を含め、早期完成を目指して工事を進めてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得に努めてまいります。

次に、街路事業「谷丁場遊正線」の整備については、現在、JRを横断するための橋台設置工事を行っており、平成23年度は、橋桁の設置及び橋梁部前後の盛土工事を行う予定であります。

また、事業用地については、約86パーセントを取得したところでありますが、今後も引き

続き関係地権者のご理解とご協力をいただきながら、平成24年度末の完成に向けて努力してまいります。

次に、旭駅前広場及び旭駅前線については、本年度をもって全ての事業用地を取得したところであり、今後は補償物件の移転に合わせ、県と連携しながら平成24年度末の完成に向けて随時、整備を進めてまいります。

次に、コミュニティバスについて申し上げます。

市内4地区ルートを再編し2年を経過したコミュニティバスは、市民の身近な移動手段として定着し、昨年と同様年間で10万人を上回る利用が見込まれるところであります。

また、ルート等の見直しを経て3年間の試行運転を終えた干潟地区ルートにつきましては、来る4月から本格運行を行うこととしており、これにより、コミュニティバスは市内全ての地域において本格運行となります。

今後も、市全体の公共交通の連携を考える旭市地域公共交通会議において、各ルートの利用状況等を精査し、より多くの方々にご利用いただけるバスとなるよう努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

県域一体で取り組む消防救急無線の整備や共同指令センターの整備につきましては、平成25年度の運用開始に向け、計画的に進めたいと考えており、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

また、住宅用火災警報器設置に関しましては、戸別訪問等を実施し設置の促進を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害など非常時における正確な情報収集や関係機関との連絡体制確保のため、一般電話が利用できない場合などを想定した非常通信設備の整備を図ってまいります。

また、旭市地域防災計画の要援護者の支援体制を具体化した「旭市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者が迅速に避難できるよう、対象者の情報収集や台帳を整備し、避難誘導等の支援体制の強化を図ってまいります。

第二に「快適でうるおいのあるまちづくり」であります。

はじめに、生活環境について申し上げます。

地域の環境美化を推進するため、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様やボランティア団体のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動や各種事業を推進し、今後も地域ぐるみで環境の保全に取り組んでまいります。

次に、広域ごみ処理事業について申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合では、構成3市共同によるごみ処理広域化推進事業として、銚子市内にごみ焼却施設と最終処分場の整備を計画しております。

現在、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の有力な建設候補地として、地元住民に対し事業説明など取り組んでいるところであり、今後も引き続き構成3市で連携を図りながら、地元住民のご理解を得るため事業を推進してまいります。

また、最終処分場の用地選定については、ごみ焼却施設の建設用地決定後に検討していきたいと考えているところであります。

なお、新施設の稼働までには一定の期間を要しますので、現施設の延命化と適正な運営を図り、ごみ処理行政に支障のないよう努めてまいります。

次に、東総衛生組合旭クリーンパーク施設更新整備について申し上げます。

旭クリーンパークの汚泥再生処理センター建設工事につきましては、平成23年9月完成に向け順調に進捗しております。

次に、水道事業について申し上げます。

将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、既存施設の維持管理に努めながら、引き続き配水区域変更に伴う配水管布設工事を行ってまいります。

また、本年度から進めている配水管布設費用の負担要綱に基づく配水管布設工事につきましては、今後も一層の推進を図り、水道普及の向上に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道は、本年度末において167.6ヘクタールの区域で使用が可能となり、これにより事業認可区域202ヘクタールのうち、約83パーセントが整備されることとなります。

平成23年度は、旭中央病院北側進入路及び県立旭農業高等学校周辺16.9ヘクタールの面整備工事を実施してまいります。

次に、排水路の整備について申し上げます。

平成21年度に着手しました川向西野地区排水路整備事業については、平成23年度に事業が終了する予定であります。

また、本年度に工事着手した蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指し工事を進めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園については、本年度が事業認可の最終年度となりますが、最終段階を迎える

中、一部の工事について年度内に完成することが困難となりましたので、事業予算を繰り越すため本議会に関連する補正予算を計上したところであります。

今後も、早期完成を目指して事業を進めてまいります。

また、袋公園については、本年度末をもって全ての整備が完了し、来る4月より供用を開始する予定であります。

今後は、市民に親しまれる安全で快適な公園づくりを念頭に、適切な維持管理に努めてまいります。

第三は「健やかでやすらぎのあるまちづくり」であります。

はじめに、保健事業について申し上げます。

感染症予防につきましては、予防接種を定期的実施し、感染症の発生やまん延の防止を図っているところであります。

平成23年度も、本年度に引き続き任意予防接種である子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を実施し、子どもたちの疾病予防と保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

新本館建設工事につきましては、順調に進捗しており、本年3月末には完成する見込みであります。

今後も、機器の移転や設置作業、引越し作業等に万全を期し、5月の新本館の開院に向け準備を進めてまいります。

次に社会福祉について申し上げます。

地域福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画につきましては、平成23年度をもって計画期間が終了することから、新年度は、次期計画の策定に取り組んでまいります。

策定にあたりましては、地域住民が安心した生活を送れるよう、これまでの計画の進捗状況や問題点等を検証するとともに、関係法令等の改正も考慮しながら、地域の実情に合った福祉計画となるよう進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本年度から事業を開始した乳幼児紙おむつ給付事業につきましては、保護者から大変喜ばれているところであり、平成23年度も引き続き実施してまいります。

また、入所児童数の減少により施設の廃止について検討してまいりました飯岡地区の埵保育所については、保護者及び地区の説明会を開催し、廃止に関する同意が得られましたので、

本年度末をもって廃止することとし、本定例会に関連する議案を提案したところであります。

少子化による児童数の減少と、国が進めている「子ども・子育て新システムの導入」により保育所を取り巻く環境が大きく変わろうとしております。

このようなことから、本年度策定した「旭市公立保育所再編構想」をもとに、今後は、改築が必要とされる保育所の統廃合をはじめ、公立保育所の適正な配置について検討を進めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

超高齢社会の進展に伴い、介護認定者が増加している中、平成21年度からの第4期介護保険事業計画は、平成23年度をもって終了しますが、計画どおり順調に推移しております。

平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定については、これまでの介護サービスの利用実績や先頃実施したアンケート調査から高齢者の意向を把握するとともに、策定委員会のご意見を踏まえながら策定してまいります。

第四は「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」であります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

近年、発達障害、不登校、いじめ、虐待等、子どもたちをめぐる問題が多様化、低年齢化しております。

子どもたちの抱える問題を解決していくため、平成23年度より、「小学校スクールカウンセラー配置事業」を推進し教育相談をより充実してまいります。

また、本年度から実施した子どもたち一人ひとりがいきいきと輝く、特色のある教育活動に対して補助金を交付し、学校教育の充実を図る「学校いきいきプラン事業」については、平成23年度も引き続き実施してまいります。

小・中学校教諭補助員配置事業等については、11名の教諭補助員を配置するとともに、6名の特別支援教育補助員を配置し、国語や算数、数学など基礎学力の徹底と特別支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな指導を行うとともに、ALTによる英語教育と併せて学力の向上を図ってまいります。

次に、学校給食センター統合改築事業について申し上げます。

本施設は、将来にわたり児童・生徒にバランスのとれた「安全で安心なおいしい学校給食」を提供するため、「学校給食衛生管理基準」に適合した学校給食センターとして、平成24年9月からの供用開始に向け、平成23年、24年度の継続事業として進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

矢指小学校改築事業については、本年8月の完成に向けて事業を進めてまいります。

また、第一中学校屋内運動場改築事業については、本年6月の完成に向けて事業を進めてまいります。

飯岡中学校改築事業については、平成23年度に実施設計を策定し、平成24年度には工事着手というスケジュールで事業を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

文化振興事業については、質の高い文化に触れていただけるようコンサートや寄席等のプロによる公演を開催するとともに、市民の音楽愛好者の相互交流と演奏発表の場となる「市民音楽祭」や、市内の各地域に伝わる郷土芸能の発表を行う「あさひのまつり」など、幅広いジャンルの文化事業を実施してまいります。

大原幽学遺跡については、旭市が誇る文化遺産として、広く市内外に周知し伝承していくため、旧宅改修工事の完成に合わせ、没後150年の記念行事を予定しております。

体育振興について申し上げます。

市民の一体感の醸成を目的として、本年度開催した「旭市民体育祭」については、事業内容等をさらに検討し開催してまいります。

また、平成23年度には、「第56回千葉県東部五市体育大会」や「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選手選考会」等が旭市総合体育館をメイン会場として開催されることとなりました。

今後も、さらなる体育の振興を図ってまいります。

体育施設については、誰もが安全で安心してスポーツを楽しむことができるよう、今後も施設整備を計画的に進めてまいります。

なお、市民の軽スポーツ活動の場として利用されてきた海上体育館については、施設の老朽化が進み安全な利用体制の確保が難しくなったため、平成23年度中をもって廃止することとし、関連する工事費を新年度予算に計上したところであります。

第五は「活力と躍動感に満ちたまちづくり」であります。

はじめに、農業の振興について申し上げます。

水田農業については、需要低迷と生産過剰から米価は厳しい状況にあります。本市では水田農業経営の安定と発展を図るため、平成23年度から本格実施される稲作での農業者戸別所得補償制度の加入要件である米の生産目標に従った米作りについて各種の支援を行ってまいります。

園芸については、去る1月31日に東京国際フォーラムで開催された県主催の「ちばのカレ一大集合」へ県内自治体で唯一参加し、野菜の宝船を展示するとともに、大消費地である首都圏へいろいろな野菜を安定的に供給している旭市をPRしたところであります。

今後も、園芸産地としてさらなる生産力向上と経営の省力化を図るため、国・県の各種支援事業を積極的に活用し、園芸生産農家の支援をしてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

昨年来国内で発生が続いている高病原性鳥インフルエンザにつきましては、昨年12月から市内40箇所の家きん農場に立ち入り調査を行い、飼育衛生管理基準の徹底に努めているところであります。

今後も、関係機関との連携を密にし、予防対策に取り組んでまいります。

次に、基盤整備事業について申し上げます。

基盤整備事業につきましては、現在、飯岡西部地区ほか6地区で順調に事業が進んでおります。

国からは、食料自給率の向上に資する新たな施策として、基盤整備事業の実施要件等に飼料用米等の戦略作物の作付け拡大や裏作を進める耕地利用率の向上など、新たな制度への移行が求められております。

これらの状況下において、事業実施地区の着実な予算確保と事業計画等を円滑に進めるため、農業者の理解を得ながら飼料用米等の作付けやブロッコリー等の裏作物の導入・定着を目指し、地元工区等と連携を図り推進してまいります。

また、耕作放棄地対策事業については、本年度、国の補助事業等を活用し、現在、約2ヘクタールの農地の再生に取り組んでおります。

今後も、積極的に事業の周知を図りつつ関係機関との連絡を密にし、耕作放棄地解消に向けた対策を進めてまいります。

担い手対策については、国における行政刷新会議等の結果を受け、担い手関連事業の組替えや縮小についての方向性を打ち出しているところでありますが、認定農業者等の担い手を育成・確保することにより地域の実情に合った望ましい農業構造の確立が図られると考えられることから、本市では、担い手による自発的な取組等を支援するため、研修会や商談会等への各種支援策並びに補助事業等を継続して実施してまいります。

次に、「道の駅」については、「設置推進委員会及び分科会」による様々なご意見、ご提案をもとに、コンサルタントを交え各種の方策について議論をしていただき、設置に向けて

特色のある計画づくりを念頭に業務を進めております。

次に水産業の振興について申し上げます。

漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少や輸入水産物の増加と景気の後退に伴う需要の減少により依然として厳しい状況となっております。

このような状況下において、漁業関係者の経営の安定と向上、つくり育てる漁業を推進するため、魚礁設置工事を実施するほか、漁港内の航路確保のための浚渫や堤防・護岸等の整備を進めてまいります。

また、昨年12月26日に食彩の宿いおか荘前で実施しました「水産朝市」は大勢の人で賑わい、盛大に開催することができました。

今後も、漁業者の協力のもと、地元でとれた魚介類のPRなどに積極的に取り組み、消費の拡大に繋げてまいります。

次に消費者行政について申し上げます。

本年4月から、現在の「消費生活相談窓口」を改め、新たな機関「旭市消費生活センター」を開設いたします。

近年ますます、複雑、巧妙化している消費者被害の相談や苦情処理の斡旋をするほか、被害の未然防止を図るため、消費生活相談員配置日数を現在の週4日から週5日に拡大し、相談への即応性をより強化してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

商工会では、既存商店街の振興策として、プレミアム付き共通商品券発行事業のほか、商業活性化を図るための様々な事業を展開しているところであり、本市といたしましても商工会と連携を図りながら支援してまいります。

また、中小企業金融対策事業については、利便性向上に努めておりますが、今後も、引き続き経営支援の一環として利用促進を図るとともに、国のセーフティネット保証に係る認定事務を迅速に行い、中小企業者の経営安定に向け支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致につきましては、現下の厳しい経済状況を背景に、工業団地に対する問い合わせも減少しており、今後も一段と企業誘致活動が厳しくなることが予想されますが、引き続き地域経済の活性化と雇用の場の創出を図るため、県をはじめ関係機関と連携しながら、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

千葉県では、現在、早春の観光キャンペーン「きらきら房総春いっぱい」を展開しているところであり、早春の魅力である花や食などのテーマにちなんだ各種のイベントを用意し、県内外から多くの方々をお迎えしております。

本市におきましても、このキャンペーンの一環として、飯岡刑部岬展望館における夕陽・夜景鑑賞会や飯岡宿泊組合による「ふぐ・あんこう鍋まつり」などガイドブック等により紹介しているところであり、市の観光振興に寄与できるものと期待しているところでもあります。

また、袋公園桜まつりにつきましては、「袋公園桜まつり実行委員会」が中心となり、地域の皆様の協力のもと、来る4月1日から10日まで開催されます。期間中は夜間でも花見を楽しむことができ、4月9日にはイベントも開催されますので、多くの方々の来場を期待するものであります。

今後とも、観光協会や各実行委員会への支援、地元製品のPRや県内外への観光情報の発信に取り組み、観光客の誘致に努めてまいります。

第六は「共につくる夢のあるまちづくり」であります。

はじめに、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第2次アクションプランに基づき積極的に取り組んでいるところであります。

中でも本年度、行政改革の重点項目の一つとして位置付けました「公共施設の見直し」につきましては、見直しの基本方針を定め、各課で行った施設の見直し調査結果を踏まえ、行政改革推進委員会や行政改革推進本部で検討、協議を行ってまいりました。その結果、施設ごとの活用方針（案）がまとまり、先般の議会全員協議会でお示したところでもあります。

今後は議会の皆様からのご意見等をいただきながら、5月頃までに行政改革推進本部で決定してまいりたいと考えております。

次に、組織の再編について申し上げます。

これまでも、行政改革の一環として、組織の見直しを行ってまいりましたが、本年度も、政策機能の充実、より一層の住民サービスの向上、行政に対する住民ニーズの多様化、国等による制度改正などに柔軟に対応するため、組織の見直しを行うこととし、平成23年4月1日から企画課を企画政策課に、市民課を市民生活課に、教育委員会生涯学習課の体育振興部門を体育振興課とするとともに、国体推進室を廃止することといたしました。

今後とも、国の財政支援の終期を見据えた中で、絶えず点検、評価を行い、行政ニーズに的

確に応えられる行財政基盤の確立を目指し、行政改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、電子自治体の推進について申し上げます。

本市では、地域間の情報通信の格差を解消するため、市内全域のブロードバンド化に向け要望活動等を実施してきた結果、飯岡地域は来る3月1日から、海上・干潟地域は来る3月15日から光インターネットが利用できるようになりました。

今回の光ファイバーインターネットサービスの提供エリア拡大は、区長会をはじめ商工会の皆様が中心となり、市民の声を取りまとめ通信事業者に働きかけを行った結果実現したものであります。

要望活動にご協力をいただいた関係各位にあらためて御礼を申し上げます。

今後は、市内全域で光ファイバーによるインターネットやIP電話サービスの利用、地上デジタル放送の視聴などが可能となります。

このことは、地域情報化の観点からも大変喜ばしいことであり、市民生活の利便性の向上はもとより、商工業や農林水産業の振興など本市の発展に寄与するものと期待しております。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成23年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算規模は、歳入歳出それぞれ268億5,000万円であります。

歳入の主なものは、1款市税に67億1,859万7,000円、9款地方交付税に85億円、13款国庫支出金に30億1,123万9,000円、14款県支出金に13億9,561万6,000円、20款市債に36億2,860万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に31億9,650万3,000円、3款民生費に78億9,520万円、6款農林水産業費に7億7,035万円、8款土木費に34億6,716万5,000円、9款消防費が12億5,290万8,000円、10款教育費に27億6,222万円、12款公債費に32億2,853万4,000円を計上したところであります。

議案第2号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、事業勘定で92億5,000万円、施設勘定で7,900万円とするものであります。

議案第3号は、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ4億2,500万円とするものであります。

議案第4号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ39億2,200万円とするものであります。

議案第5号は、平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ9億7,300万円とするものであります。

議案第6号は、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を、歳入歳出それぞれ5,200万円とするものであります。

議案第7号は、平成23年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、年度末の給水件数を1万9,024件、年間給水量を607万7,099立方メートルと見込み、事業収益を16億31万1,000円と予定いたしました。

議案第8号は、平成23年度旭市病院事業会計予算の議決についてでありまして、病院本体の入院患者数は28万1,510人、外来患者数は79万2,080人を見込み、事業収益を350億8,611万4,000円と予定いたしました。

議案第9号は、平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決についてでありまして、宿泊利用者を1万5,000人、休憩者を6,000人を見込み、事業収益を2億1,891万7,000円と予定いたしました。

議案第10号は、平成22年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,600万円を追加し、予算の総額を293億3,500万円とするものであります。

議案第11号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1億2,500万円を追加し、予算の総額を87億3,200万円とするものであります。

議案第12号は、平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ9,100万円を追加し、予算の総額を38億1,100万円とするものであります。

議案第13号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、旭市浄化センター及び旭中央汚水ポンプ場の建設事業が年度内に完成が見込めないことから、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費の設定を行うものであります。

議案第14号は、平成22年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出において、水道事業収益に2,150万5,000円、水道事業費用に285万3,000円をそれぞれ増額するとともに、資本的収入及び支出において、資本的収入から4,093万円、資本的支出から5,995万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

議案第15号は、平成22年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益

的収入及び支出において、病院事業収益に9,934万1,000円を増額するものであります。

議案第16号は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入及び支出において、国民宿舎事業収益から4,483万9,000円、国民宿舎事業費用から790万9,000円をそれぞれ減額するとともに、資本的収入及び支出において、資本的収入に一般会計からの他会計借入金として2,000万円を追加するものであります。

また、営業運転資金にあてるため、一般会計より長期借入金の2,000万円を借入するものであります。

議案第17号は、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、行政組織の再編に伴い、平成23年4月1日に企画課を企画政策課とし、市民課を市民生活課とするにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病院事業企業職員の定数を、現在の1,800人から80人増やし、1,880人に引き上げるものであります。

議案第19号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、消費生活相談員の報酬額を職務の専門性や困難さを勘案し、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年10月の千葉県人事委員会勧告に基づく、職員の持ち家に係る住居手当の廃止及び月60時間を超える時間外勤務時間に関する積算基準の一部改正並びに勤勉手当の支給基準の一部について、所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民健康保険税の税率等について、所要の改正を行うものであります。

議案第22号、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第23号、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は、いずれも指定管理者の使用料の収受について、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、埴保育所を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡地区の八軒町児童遊園を廃止するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、法定外予防接種であります子宮頸がん等ワクチン接種の実施に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号は、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、土砂等の搬入による土地の埋立て等について、より一層の適正化を図るため、許可申請に係る面積要件の見直し、土地所有者の責務の追加など、所要の改正を行うものであります。

議案第29号は、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、旭市消防署海上分署の移転に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第30号は、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、昨年10月の千葉県人事委員会勧告に基づく、職員の持ち家に係る住居手当の廃止について、所要の改正を行うものであります。

議案第31号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新本館の開院に伴い、特別療養環境室の差額室料その他の使用料を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第32号は、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議についてでありまして、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第33号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、館山市及び南房総市学校給食組合が千葉縣市町村総合事務組合から脱退することに伴う組織団体数の減少等の規約改正にあたり、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

議案第34号は、訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、平成20年12月8日に提起されました市を被告とする損害賠償請求訴訟に関し、直近口頭弁論期日において裁判所より2度目の和解勧告を受けたため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号及び議案第36号の両議案は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち6月30日をもって任期満了となる委員の、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩瀬紘一氏並びに齋木龍恵氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

以上、市政運営についての所信並びに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また、ご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成23年度旭市一般会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

なお、別冊でお配りしております平成23年度当初予算の概要については、先日開催されました全員協議会において説明に用いましたものを、特別会計や企業会計まで含めて、改めて一つにまとめたものでございます。この資料の内容につきましては、既にご説明したとおり

でございますので省略させていただきます。

それでは、予算書をご用意ください。

予算の内容について、前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を268億5,000万円と定めるもので、対前年度6,000万円、0.2%の減となりました。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては、後ほど別の表でご説明申し上げます。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

次の2ページから8ページまでは、第1表の歳入歳出予算であります。これらの内容につきましては、13ページ以降の事項別明細書の中でご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為です。表の1番目から7番目までは、各種資金の利子補給と損失補償について、例年設定しているものです。また、8番目は旭市土地開発公社に対する債務の保証を、9番目は市勢要覧作成事業、10番目は街路整備事業（谷丁場遊正線）について、11番目は学校給食センター統合改築事業について、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表の地方債です。起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として36億2,860万円を計上しております。

次の11ページと12ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省略いたしまして、13ページからの歳入から順を追ってご説明いたします。

13ページの1款市税のうち、1項1目個人市民税は、景気の低迷が続いていることから、対前年度5,322万9,000円、2.0%の減で、26億6,007万9,000円を見込みました。

2目法人市民税についても、個人市民税と同様、景気の低迷から対前年度925万円、2.4%の減で、3億7,451万9,000円を見込みました。

2項1目固定資産税は、土地、家屋の課税標準額を考慮し、対前年度4,527万4,000円、1.6%の増で、28億7,243万6,000円を見込みました。

14ページをお願いいたします。

2目国有資産等所在市交付金は、対前年度1万5,000円、0.3%の増で、467万4,000円を見込みました。

3項1目軽自動車税は、対前年度70万4,000円、0.5%の増で、1億3,418万9,000円を見込みました。

4項1目市たばこ税は、22年度の決算見込みを考慮して、対前年度1,395万円、3.3%の減で、4億1,429万1,000円を見込みました。

15ページをお願いいたします。

6項1目入湯税は、22年度の決算見込みを考慮して、対前年度131万1,000円、11.7%の減で、988万3,000円を見込みました。

7項1目都市計画税は、固定資産税の見込みに準じて、対前年度424万4,000円、1.7%の増で、2億4,828万6,000円を見込みました。

2款地方譲与税の1項1目地方揮発油譲与税は、地方財政計画、これにつきましては、この後、地財計画と申し上げますが、これを考慮いたしまして、前年度と同額の1億100万円を見込みました。

16ページをお願いいたします。

2項1目自動車重量譲与税は、地財計画を考慮して、対前年度1,000万円、3.7%の減で、2億5,700万円を見込みました。

3款の利子割交付金から4款配当割交付金、17ページになりますが、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、ここまでは地財計画と県の推計を考慮いたしまして、それぞれ起債の額を見込んでおるものでございます。

一番下の8款地方特例交付金の1項1目地方特例交付金は、地財計画を考慮して、対前年度2,600万円、19.7%の増で、1億5,800万円を見込みました。

18ページになります。

9款地方交付税は、対前年度5億9,000万円、7.5%の増で、85億円を見込みました。このうち普通交付税は地財計画を考慮して76億円を、また特別交付税は22年度の決算見込みを考慮して9億円を計上しております。

10款交通安全対策特別交付金も、22年度の決算見込みを考慮して1,200万円を見込みました。

11款分担金及び負担金は、合計が19ページの一番上になります。対前年度945万1,000円、

1. 3%の増で、7億4,063万2,000円を見込みました。

その下になります。12款1項使用料は、合計が次ページ、20ページの中ほどになりますけれども、対前年度77万9,000円、0.6%の増で、1億2,454万6,000円を見込みました。

2項の手数料は、合計が次の21ページの中ほどになります。対前年度11万6,000円の減で、2億7,128万7,000円を見込みました。

その下の13款国庫支出金ですが、1項1目民生費国庫負担金は、対前年度1億64万1,000円、4.8%の増で、21億9,764万9,000円を見込みました。

増の主な理由ですが、1節社会福祉費国庫負担金の説明欄2番、障害者自立支援給付費等負担金と2節児童福祉費国庫負担金の説明欄3番、子ども手当国庫負担金が増となったことによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項1目総務費国庫補助金は、説明欄1番の市町村合併推進体制整備費補助金で、国の23年度予算を考慮して見込んだものでございます。

2目民生費国庫補助金は減で、減の主な理由は、23ページの一番上になります。3節生活保護費国庫補助金の説明欄1番、生活保護適正実施推進事業費補助金が減となったことによるものです。

3目衛生費国庫補助金は増で、説明欄1番のがん検診推進事業費補助金が増となったことによるものです。

4目土木費国庫補助金は、大きく増となっています。増の主な理由は、1節道路橋梁費国庫補助金の説明欄1番、社会資本整備総合交付金を新規に計上したことと、3節まちづくり交付金が増となったことによるものです。

5目消防費国庫補助金は減で、その理由は、前年度にあった緊急消防援助隊設備整備費補助金がなくなったことによるものです。

6目教育費国庫補助金は、大きく減となっています。減の主な理由は、2節小学校費国庫補助金で、前年度にあった中央小学校改築事業と矢指小学校改築事業の補助金がなくなったことと、3節中学校費国庫補助金でも第一中学校改築事業の補助金がなくなったことによるものです。

24ページをお願いいたします。

一番上の5節になります。保健体育費国庫補助金の説明欄1番、学校施設環境改善交付金は新規計上で、学校給食センター統合改築事業を実施するためのものです。

13款3項委託金は減で、減の主な理由は、1目1節総務管理費委託金で、前年度にあった投票人名簿システム構築費交付金がなくなったことと、2目の民生費委託金が減となったことによるものです。

14款県支出金になります。1項1目民生費県負担金は増で、増の主な理由は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1番、障害者自立支援給付費等負担金と、説明欄3番、保険基盤安定負担金、さらに25ページの上のほうになりますが、3節児童福祉費県負担金の説明欄2番、子ども手当県負担金が増になったことによるものです。

同じ25ページの一番下をご覧ください。

2項1目民生費県補助金は増で、1節社会福祉費県補助金が増になったことによるものです。

26ページをお願いいたします。

2項2目衛生費県補助金は、全体では減となっておりますが、説明欄3番の子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金を新規に計上しております。

27ページをお願いいたします。

3目労働費県補助金は増で、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金と説明欄2番のふるさと雇用再生特別基金事業費補助金が、ともに増となっております。

4目農林水産業費県補助金は減で、減の主な理由は、前年度にあった地域バイオマス利活用交付金がなくなったことによるものです。

28ページになります。

一番上、2節水産業費県補助金は増で、隔年で実施しております魚礁を設置するための地域水産物供給基盤整備事業費補助金を計上したことによるものです。

5目商工費県補助金は増で、千葉県消費者行政活性化基金事業費補助金が増となっております。

6目土木費県補助金も増で、1節道路橋梁費県補助金の説明欄1番、急傾斜地崩壊対策事業費補助金を新規に計上したことによるものです。

8目教育費県補助金は減で、減の主な理由は、前年度にあった国民体育大会会場地市町運営費補助金がなくなったことによるものです。

29ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金は減で、減の主な理由は、国勢調査費委託金がなくなったことによるものです。

一番下の5目土木費委託金は、新規として都市計画基礎調査費委託金を計上しております。
30ページになります。

15款財産収入の1項1目財産貸付収入は増で、1節総務管理財産収入が増となったことによるものです。

2目利子及び配当金は減で、4節地域振興基金利子が減となったことによるものです。
31ページになります。

16款の寄附金は、科目設定です。

続いて、33ページ、繰入金になります。

17款繰入金の2項1目財政調整基金繰入金は、対前年度2,000万円減の1億1,000万円を計上いたしました。

18款繰越金は、前年度と同額の4億円を計上しております。

34ページになります。

19款諸収入で、このページの一番下になりますが、4項1目貸付金元利収入は、対前年度1,998万円減の1億6万5,000円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

5項3目雑入は、大きく増となっております。主な理由は、次の36ページになりますが、説明欄29番のふるさと市町村圏基金返還金を新規に計上したことによるものです。

同じ36ページで20款市債ですが、全体では減となっております。事業によりましては増もありますが、内訳といたしまして、1目衛生債は、水道事業一般会計出資債が減となっております。

2目農林水産業債は、1節農業債、2節水産業債ともに減となっております。

3目土木債は、1節道路橋梁債の説明欄1番、蛇園南地区流末排水整備事業債と説明欄3番の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、説明欄4番の南堀之内遊正線整備事業債が増となっております。説明欄2番、旭中央病院アクセス道整備事業債の減と、前年度にあった袋公園整備事業債、文化の杜公園整備事業債がなくなったことにより、全体では減となっております。

37ページになります。

4目消防債は、説明欄の2番と3番の消防救急無線及び共同指令センター設置に伴う消防施設整備事業債を新規に計上したことと、他の事業債についても増となったことから、大きく増となっております。

5目教育債は、大きく減となっておりますが、これは前年度にあった中央小学校校舎改築事業債と矢指小学校校舎改築事業債、第一中学校屋内運動場改築事業債がなくなったことによるものです。

なお、1節中学校債の飯岡中学校改築事業債は新規の計上で、2節保健体育債の学校給食センター統合改築事業債は増額で計上しております。

6目臨時財政対策債は、23年度の地方財政計画を考慮し14億8,000万円、対前年度2億8,700万円、16.2%の減で計上しております。

なお、これらの市債のうち、合併特例債を申し上げますと、まず1目の衛生債で水道事業一般会計出資債、3目の土木債で蛇園南地区流末排水整備事業債、旭中央病院アクセス道整備事業債、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債、南堀之内遊正線整備事業債、4目の消防債で消防施設整備事業債、消防庫分の一部が該当します。それと5目の教育債で飯岡中学校改築事業債、学校給食センター統合改築事業債、これらの8事業に合併特例債を予定しております。

以上で歳入の説明は終わります。

続いて、歳出につきまして、前年度と比較しながら主な事業をご説明いたします。

40ページになります。

1款1項1目議会費は増となっております。増の主な理由は、地方議員年金制度の廃止に伴います給付費負担金が増額になったことによるものでございます。

少し飛びまして、53ページをお願いいたします。

3目文書広報費です。これは増で、増の主な理由は、説明欄2番の広報活動費で、内訳として次の54ページになりますが、13節に市勢要覧及び市民便利帳作成委託料を計上したことによるものです。

また、少し飛びまして、58ページになります。

7目企画費です。これは減で、前年度にあった定住自立圏形成方針策定支援業務委託と地域資源価値創造業務委託が終了したことによるものです。

ただ、その一方で、59ページになりますが、説明欄2番、総合計画策定事業を新たに計上し、次の60ページの説明欄4番、医療福祉・食・交流の郷づくり事業は増、それと61ページにあります説明欄6番、道の駅等施設整備事業を新たに、こちらのほうに計上しております。

62ページをお願いいたします。

8目電子計算費です。住民情報系システムの更新作業が終了したことにより減となるもの

でございます。

少し飛びまして、次は66ページになります。

10目地域振興費は増で、増の主な理由は、68ページの一番上になります。説明欄7番の地域振興基金積立金が増となったことによるものでございます。

また、少し飛びまして、72ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費は増で、増の主な理由は73ページになりますが、説明欄2番、収税事務費で、コンビニ収納手数料を計上したことによるものです。また、22年度に計上しておりました緊急雇用創出滞納整理推進事業と緊急雇用創出固定資産台帳整備事業は終了しましたが、新規として、74ページになりますが、説明欄3番の緊急雇用創出固定資産公図データ整備事業を新たに計上しております。

次に、77ページになります。

4項3目千葉県議会議員選挙と、その次の78ページでございます4目農業委員会委員選挙費、これはそれぞれ任期満了に伴います選挙執行経費を計上したものでございます。

80ページをお願いいたします。

5項2目委託統計調査費は、国勢調査が終了したことにより減となっております。

次に、3款民生費になります。少し飛びまして、90ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費は増で、増の主な理由は、92ページになりますが、説明欄11番の障害者自立支援対策事業の増と、94ページになります説明欄13番の自立支援給付事業、この増によるものでございます。

96ページをお願いいたします。

4目の国民健康保険費は、大きく増となっております。これは、説明欄2番の国民健康保険事業特別会計繰出金が増となったことによるものでございます。

次の97ページになりますが、2項1目老人福祉総務費は減で、減の主な理由は、干潟シルバー活力センターが解体されたことによります。

それと、次は99ページをお願いいたします。

2目後期高齢者医療費は増で、説明欄2番の広域連合負担金が増となったことによるものでございます。

次に、101ページになります。

一番下になりますが、4目介護保険費、これは増で、主な理由は次の102ページになります。説明欄3番の介護保険事業特別会計繰出金が増になっております。

同じページの一番下、3項1目児童福祉総務費は増で、増の主な理由は、次の104ページになりますが、説明欄7番の子ども医療費助成事業を4款の衛生費から移したことによるもので、助成対象は小学校3年生まで拡大しております。

106ページをお願いいたします。

2目児童措置費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の子ども手当給付事業で、3歳未満の支給額が1人当たり月額2万円となったことによるものでございます。

次の107ページで、一番下になりますが、4目保育所費は減で、減の主な理由は、前年度にありましたおうめい保育園改築事業補助金がなくなったことによるものです。

少し飛びまして、114ページをお願いいたします。

4項2目扶助費は増で、説明欄1番の生活保護扶助費が増となったことによるものです。

次に、4款衛生費となります。118ページをお願いいたします。

1項1目保健衛生総務費は減で、減の主な理由は、説明欄2番の保健衛生総務事務費と、次の119ページの説明欄3番、水道企業団負担金が減となったことによるものです。

少し飛びまして、123ページをお願いいたします。

2目予防費は増で、増の主な理由は、125ページの説明欄5番の感染症予防対策事業になりますが、内訳として、次の126ページにあります20節扶助費に肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンの接種費用助成金を新規に計上したことによるものです。

同じ126ページになりますが、3目母子保健費は減で、減の主な理由は、前年度にありました子ども医療費助成事業を3款の民生費へ移したことによるものです。

128ページになります。

4目環境衛生費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の環境衛生事務費で、内訳として、次の129ページにあります19節の東総地区広域市町村圏事務組合負担金が増になったことによるものです。

次は、少し飛びまして、136ページになります。

2項1目の清掃総務費ですが、東総衛生組合への負担金が減となっております。

次に、6款農林水産業費ですが、149ページをお願いいたします。

一番下になります。6款1項3目農業振興費は、全体で減ですが、内容は増と減の両方があります。主なものを申し上げますと、152ページになりますが、説明欄5番の水田農業構造改革推進事業は、戸別所得補償制度の本格実施に伴い、増で計上しております。また、下の153ページになりますが、説明欄10番の「園芸王国ちば」強化支援事業は減となっております。

ります。

少し飛びまして、157ページをお願いいたします。

4目の畜産振興費は、大きく減となっております。主な理由は、前年度にありました地域バイオマス利活用推進事業がなくなったことによります。

158ページをお願いいたします。

5目農地費は減で、減の主な理由は、160ページの一番上になりますが、説明欄6番の広域農業基盤整備事業と、説明欄9番の広域営農団地農道整備事業が減となったことによります。

少し飛びまして、164ページをお願いいたします。

3項2目水産振興費は増で、説明欄の2番になりますが、隔年で実施しております地域水産物供給基盤整備事業を計上したことによるものです。なお、この事業につきましては、23年度をもって終了となる見込みでございます。

下の165ページになります。

4目漁港建設費は減で、説明欄1番の水産基盤整備事業が減となったことによります。

次に、7款商工費ですが、168ページをお願いいたします。

1項1目商工総務費は増で、増の主な理由は、説明欄3番の消費者保護対策事業が増となったことによるものです。

次に、少し飛びまして、173ページになります。

1項3目観光費は増で、増の主な理由は、少し飛んで177ページの下のほうになりますが、説明欄6番の長熊釣堀センター管理費が増となっております。

次に、8款土木費になります。少し飛びまして184ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の道路橋梁事務費で、内訳として185ページにあります13節の道路台帳統合業務委託料が減となったことによるものです。

同じ185ページになりますが、2目道路維持費は増で、増の主な理由は、187ページにあります説明欄5番の急傾斜地崩壊対策事業を新規に計上したことによります。

次の3目道路新設改良費は、全体では減ですが、内容は増と減の両方がありまして、主なものを申し上げますと、まず前年度にあった防衛施設周辺民生安定事業は、22年度で終了しております。

次に、188ページの説明欄3番、排水路整備事業、これは西野地区ですが、それと説明欄

4番の蛇園南地区流末排水整備事業は増となっております。

一方、189ページの説明欄5番、旭中央病院アクセス道整備事業は、大きく減となりました。また、一番下の説明欄6番、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業と、次の190ページの説明欄7番、南堀之内バイパス整備事業は増となっております。

同じ190ページの下の方になります。4目橋梁維持費については、すべて新規で、説明欄1番の橋梁維持補修事業と説明欄2番の橋梁長寿命化修繕計画策定事業を計上しております。

192ページをお願いいたします。

3項2目街路費でございます。これは増で、増の主な理由は、194ページの一番上になります。説明欄3番の街路整備事業（谷丁場遊正線）が増となったことによります。

下の195ページをお願いいたします。

4目公園費は減で、減の主な理由は、前年度にあった袋公園整備事業と文化の杜公園整備事業が22年度をもって終了となることによるものです。

次に、9款消防費ですが、少し飛びまして204ページをお願いいたします。

1項1日常備消防費は増で、増の主な理由は、説明欄2番の常備消防事務費に、海上分署解体工事費を計上したことと、206ページになりますが、説明欄4番の消防広域化・共同化基盤整備事業、これを新規に計上したことによるものです。

その下にあります2目非常備消防費は増で、増の主な理由は、209ページをお願いいたします。説明欄5番の消防庫整備事業が増となったことによるものでございます。

次に、210ページをお願いいたします。

3目災害対策費は、大きく増となっております、その理由は、211ページになりますが、説明欄3番の非常通信設備整備事業が増になったことと、次の212ページの説明欄4番の緊急雇用創出災害時要援護者台帳作成事業を新規に計上したことによるものです。

次に、10款教育費ですが、214ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、1項2目事務局費は減で、減の主な理由は、217ページの説明欄5番の幼稚園就園奨励事業が減となったことによります。

少し飛びまして、221ページになります。

2項1目学校管理費は減で、減の主な理由は、前年度にありました中央小学校改築事業と矢指小学校改築事業がなくなったことによるものです。

224ページをお願いいたします。

2目教育振興費は増で、増の主な理由は、226ページになります。説明欄8番の緊急雇用創出小学校特別支援教育補助員配置事業を新規に計上したことと、説明欄9番、放課後児童健全育成事業が増となったこと、さらに次のページになりますが、説明欄10番、小学校スクールカウンセラー配置事業を新規に計上したことによります。

同じ、227ページになりますが、3項1目学校管理費は減で、減の主な理由は、前年度にあった第一中学校改築事業がなくなったことによるものです。ただ、少し飛んで230ページになりますが、230ページの一番上にあります飯岡中学校改築事業は増となっております。

また、少し飛びまして、254ページになります。

4項11目大原幽学記念館費は、大原幽学の遺跡、旧宅でございますけれども、半解体修理事業が終了したことにより減となっておりますが、255ページの説明欄3番、大原幽学記念館活動費で大原幽学記念事業補助金を計上しておるものでございます。

258ページをお願いいたします。

5項1目保健体育総務費は減で、減の主な理由は、国民体育大会開催事業が終了したことによるものでございます。

次に、260ページをお願いいたします。

2目体育施設費は増で、増の主な理由は、264ページになります。264ページの説明欄5番の社会体育施設改修事業が増となったことによるものでございます。

次の265ページになりますが、3目学校給食費は増で、増の主な理由は、271ページをお願いいたします。説明欄9番の学校給食センター統合改築事業が増となったことによるものでございます。

274ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費、これは科目設定でございます。

次に、少し飛びまして278ページになります。

12款の公債費でございます。これは全体として若干の増となっております。

次に、280ページの13款諸支出金になります。

1項1目土地取得費は科目設定です。

2項1目の水道事業公営企業費は減で、減の主な理由は、説明欄1番の水道事業会計繰出金と、説明欄2番の水道事業会計出資金の減によるものでございます。

2目の病院事業公営企業費は増で、病院事業に関する交付税の算入額が増となる見込みであることから、繰出金が増となっております。

3目の国民宿舎事業公営企業費は、市営の観光拠点施設を支援するため、繰出金と出資金を計上しております。

少し飛びまして、284ページをお願いいたします。

14款の予備費、これは4,000万円を計上するものでございます。

以上で、歳出の主な内容についての説明は終わります。

続きまして、下の285ページをお願いいたします。

ここから290ページまでは、給与費の明細書となっております。今、ご覧いただいております1の特別職の表は、長等、それから議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較した表となっております。

次の286ページをお願いいたします。

2の一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものでございます。職員数は、前年度に比べて13人の減で、金額は合計で1億2,328万3,000円の減となっております。

このほかの内容は、287ページ以降に記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、291ページをお願いいたします。

ここから293ページまでは、債務負担行為に関する調書で、支出が24年度以降にわたるものについての支出予定額を記載したものでございます。

最後に、294ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。一番下の計のところをご覧ください。左から21年度末の現在高で264億1,860万5,000円、その右が22年度末現在高見込額で291億4,393万1,000円、ただ22年度の借り入れにつきましては、まだこれから起こすものがございまして、この額で確定しているわけではございません。あとその右側、23年度中の起債見込額で36億2,860万円、その右が23年度中の元金償還見込額で27億8,490万円です。一番右側が23年度末の現在高見込額で、これは予算額を単純に計算いたしまして299億8,763万1,000円となるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長(林 一哉) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 花香寛源 登壇)

○保険年金課長（花香寛源） 議案第2号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の295ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を事業勘定は92億5,000万円、施設勘定は7,900万円と定めるものです。

第2条の一時借入金は、限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

次の296ページから302ページは、歳入歳出予算であります。これらの内容は303ページ以降の国民健康保険事業特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

初めに、事業勘定からご説明いたします。

303ページと304ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので説明は省きまして、305ページの歳入から予算の内容について順を追ってご説明いたします。

それでは、306ページをお開きください。

1款国民健康保険税の合計額は29億45万2,000円、前年度に対し4億1,596万1,000円、16.7%の増を見込みました。

総額の主なものとしては、305ページに戻りまして、1項1目一般被保険者国民健康保険税が27億5,201万9,000円、これは一般被保険者に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

2目退職被保険者等国民健康保険税は1億4,843万3,000円、これは退職被保険者等に係る医療給付費分と後期高齢者支援金分、それと介護納付金分の合計であります。

なお、国保税の税率ですが、医療給付費分の税率は、所得割100分の6.9、資産割100分の25、均等割2万2,000円、平等割2万7,000円。後期高齢者支援金分の税率は、所得割100分の2.9、均等割1万3,000円。介護納付金分の税率は、所得割100分の2.0、均等割1万6,000円でございます。

307ページをお願いします。

4款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金は、国の定率負担で20億7,628万1,000円を見込みました。

2目高額医療費共同事業負担金は、市が納付する拠出金に対して、国・県がそれぞれ4分の1を負担するもので、国の負担分を4,875万7,000円と見込みました。

3目特定健康診査事業費等負担金は、特定健診に係る基準費用に対し、国・県がそれぞれ

3分の1を負担するもので、国の負担分を1,744万5,000円と見込みました。

2項1目財政調整交付金は、4億1,605万1,000円を見込みました。

308ページをお願いします。

5款療養給付費等交付金は、2億5,637万4,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金でありまして、65歳未満の該当者に係る交付となります。

6款1項1目前期高齢者交付金は、9億2,765万9,000円を見込みました。これは、前期高齢者、65歳から74歳までの方々の加入者数が多い国民健康保険に対しまして、前期高齢者の占める割合が少ない社会保険等が、医療保険者間の医療費負担の調整を図るという国の政策によりまして、国保財政への支援という名目で交付するものであります。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国と同額の4,875万7,000円を見込みました。

2目特定健康診査等負担金も、国と同額の1,744万5,000円を見込みました。

309ページをお願いします。

7款2項1目県財政調整交付金は、4億1,870万2,000円を見込みました。県財政調整交付金は、三位一体改革の一環として、市町村国保財政の安定化に対する県の交付金であります。

8款共同事業交付金は、11億5,451万7,000円を見込みました。これは、高額医療に対する交付金で、対象が「30万円を超え80万円まで」と「80万円を超えるもの」の二本立てとなっております。

310ページをお願いします。

10款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、9億1,346万5,000円を見込みました。これは、ルール分及びその他の繰り入れ5億円でございます。

311ページをお願いします。

12款諸収入、1項延滞金及び過料は、1,000万2,000円を見込みました。

312ページをお願いします。

3項1目特定健康診査等受託収入は、2,205万7,000円を見込みました。これは、国保の特定健診に併せて、後期高齢者被保険者に係る健康診査を実施する、千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託収入でございます。

4項雑入、1目一般被保険者第三者納付金700万円は、交通事故等による第三者納付金であります。

5目雑入の主なものは、人間ドック自己負担収入ですが、年間600件で1,217万7,000円を

見込みました。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

313ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費は3,500万9,000円を見込んでおります。主な内訳としましては、レセプト点検や電算処理委託料等の事務費で1,727万2,000円を見込みました。

飛びまして、316ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費の合計の欄は、317ページになりますが、51億9,545万5,000円、前年度に対し5億5,637万2,000円、12.0%の増を見込みました。

2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費に6億2,000万円、2目退職被保険者等高額療養費に3,700万円を見込みました。3目一般被保険者高額介護合算療養費の300万円と、4目退職被保険者高額介護合算療養費の100万円は、介護保険との合算療養費であります。

318ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金の7,143万6,000円は、1件当たり42万円で170件を見込むもので、22年度当初と比較し40件減でございます。

5項1目葬祭費の1,400万円は、1件当たり7万円で、200件で前年同額を見込みました。

319ページをお願いします。

3款1項1目後期高齢者支援金は、12億7,672万9,000円を見込みました。これは、後期高齢者に係る医療費を支えるために、全国平均の1人当たりの年間医療費に該当数を掛けて算出するものでありますが、平成21年度の精算分として8,000万円余りの還付が見込めることになったことから、その分を差し引き、対前年度比で7.3%の減で計上するものであります。

320ページをお願いします。

6款介護納付金は、6億4,479万2,000円を見込みました。これは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者分の納付金として支払基金に納めるものであります。

7款共同事業拠出金は、1億9,502万9,000円を見込みました。これは、歳入でも申し上げましたが、対象医療費が「80万円を超えるもの」の高額医療費共同事業拠出金及び「30万円を超え80万円まで」の保険財政共同安定化事業拠出金の二本立てからなるものであります。

321ページをお願いします。

8款保健事業費は、1億3,453万3,000円を見込みました。主な事業としては、1特定健康診査事業が9,370万円、2番の特定保健指導事業が219万9,000円を見込みました。

続きまして、322ページをお願いします。

説明欄 3 番の短期人間ドック事業が3,391万3,000円、これは、人間ドック検査費用の70%を助成することの予定でございます。説明欄 4 番の医療費通知事業が、240万円で年 4 回発送の予定であります。

323ページをお願いします。

説明欄 6 番の健康優良家庭表彰事業、162万円であります。

324ページをお願いします。

11款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、646万円を見込みました。これは、過年度分の保険税還付金が主なものであります。

325ページをお願いします。

3 項 1 目他会計繰出金は、800万1,000円を見込みました。これは、旭中央病院の医療相談室への国庫補助金を、国保会計を経由して旭中央病院へ繰り出すものであります。

326ページは、給与費明細書であります。

続いて、施設勘定についてご説明いたします。

327ページ、328ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、説明は省きまして、329ページの歳入から、予算内容について順を追って説明いたします。

それでは、329ページをお開きください。

1 款診療収入、1 項外来収入は、6,073万4,000円を見込みました。

2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入は、679万3,000円を見込みました。これは、予防接種等の一般健康診査料が主なものであります。

331ページをお願いします。

6 款繰入金、1 項 1 目他会計繰入金は、一般会計よりルール分の繰入金710万1,000円を見込みました。

332ページをお願いします。

7 款繰越金は、370万円を見込みました。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

333ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、前年度に対し354万5,000円、9.8%増の3,959万2,000円を見込みました。

飛びまして、335ページをお願いします。

2 款 1 項の医薬費につきましては、3 目の医薬品衛生材料費が、336ページにありますが、

新たに日本脳炎の接種対象年齢の拡大、子宮頸がんワクチン購入が加わってきたことから、前年度に対し325万6,000円、10.1%増の3,555万6,000円を見込むものであります。

338ページから341ページについては、給与費明細書であります。

なお、本予算案につきましては、去る2月10日に開催されました国民健康保険運営協議会において審議されましたことを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成23年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の343ページをお開きください。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を4億2,500万円と定めるものであります。

次の344ページ、345ページは歳入歳出予算であります。これらの内容は347ページ以降の後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書の中で説明いたします。

347ページ、348ページは事項別明細書の総括ですので説明を省かせていただきます。

349ページをお願いします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款保険料は、2億9,740万円、前年度に対し1,975万円、6.2%の減を見込みました。

内訳として、1項1目1節現年度分特別徴収保険料に2億1,472万8,000円、2節現年度分普通徴収保険料に8,166万円、3節滞納繰越分普通徴収保険料に101万2,000円であります。

これらは、市町村が徴収事務を受け持つということから計上するものでありまして、介護保険料の徴収と同様に、年金受給額の規模に応じまして、年金から天引きする特別徴収と、納付書で納める普通徴収に分かれるものであります。

また、保険料率でございますが、前年度と同額となっております。

なお、各人の所得の状況によりまして、均等割では9割、8.5割、5割、2割の軽減措置がとられ、所得割でも5割の軽減措置がとられるものであります。

2款繰入金は、一般会計から1億2,070万5,000円、前年度に対し94万1,000円、0.8%の減を見込みました。内容としましては、徴収事務等に係る事務経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れるものであります。

3款繰越金は500万円を見込みました。

350ページをお願いします。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金は、92万7,000円を見込みました。これは、過年度における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するもので、広域連合より全額が補てんされることから計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

351ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費は、広域連合に代わって各種届出を処理するための事務的経費で、902万2,000円を見込みました。

2項1目徴収費は、保険料の徴収に要する経費で、266万円を見込みました。

352ページをお願いいたします。

2款1項1目広域連合納付金は、4億739万1,000円を見込みました。これは、徴収した保険料と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分をそのまま広域連合へ支出するものであります。

3款1項償還金及び還付加算金は、92万7,000円を見込みました。これは、歳入の4款のところでも申し上げましたが、過年度分における資格の喪失等に伴い、納め過ぎた保険料を精算するものであります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第4号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

予算書の355ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を39億2,200万円と決めました。

第2条は、歳出予算中、各項において流用できる経費は保険給付費とするものです。

次の356ページから362ページまでは、説明を省略させていただきまして、363ページの歳入から予算の内容について主なものをご説明申し上げます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、6億1,583万4,000円で、保険料基準額は3万9,600円、納付義務者数を1万6,727人と見込み、対前年度2.6%の増です。

内訳は、1節現年度分特別徴収保険料を、現年度分の91.5%に当たる5億6,109万1,000円とし、2節現年度分普通徴収保険料に5,191万3,000円、3節過年度分普通徴収保険料に283万円をそれぞれ見込みました。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は6億6,906万円を、2項1目調整交付金は介護保険の財政調整を行うために交付されるもので、保険給付費の6.46%、2億4,508万1,000円を見込み、2目地域支援事業交付金に2,003万5,000円をそれぞれ見込みました。

364ページになります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で11億3,815万2,000円を、2目地域支援事業支援交付金に478万3,000円を見込みました。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は5億6,393万8,000円を、2項1目地域支援事業交付金に1,001万7,000円を見込みました。

365ページの中段になります。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金は4億7,423万円、2目地域支援事業繰入金に1,463万2,000円を、3目介護保険事務費繰入金に5,296万6,000円をそれぞれ見込みました。

同じく6款繰入金の2項1目介護保険給付費準備基金繰入金1億929万2,000円は、前年度までの介護保険事業の剰余金を積み立てて造成した介護保険給付費準備基金から不足額を繰り入れるものです。

367ページになります。

8款2項2目雑入の397万6,000円は、説明欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入を見込みました。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、368ページになります。

歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、一般事務経費で843万5,000円。369ページになります。2 項 1 目賦課徴収費は、賦課徴収に係る事務経費で316万3,000円。3 項 1 目介護認定審査会費は、介護認定審査会の開催を毎週 2 回、年96回と見込み2,455万2,000円。370ページになります。2 目認定調査費は、認定調査に係る経費を1,580万2,000円と見込み、それぞれ計上いたしました。

371ページの下段になります。

2 款の保険給付費ですが、ここに総額の記載はございませんが、総額は37億9,384万7,000円で、対前年度5.9%の増を見込みました。

1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与などのサービス給付費で、13億5,054万円を計上いたしました。

372ページになります。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則として旭市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型通所介護に10人、グループホームに40人、小規模特別養護老人ホームに45人の利用を見込み、2億5,698万1,000円を計上いたしました。

3 目施設介護サービス給付費は、老人福祉施設344人、老人保健施設196人、療養型医療施設 6 人の合計546人の利用を見込み、16億3,826万5,000円を計上いたしました。

373ページの中段になります。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、1億9,600万1,000円を見込みました。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援者の保険給付費で、利用者を230人と見込み、それぞれ計上しました。

375ページの下段になります。

3 項 1 目審査支払手数料は、千葉県国保連合会が行う審査支払いに係る手数料で354万3,000円を見込みました。

376ページになります。

4 項 1 目高額介護サービス費は、6,270万円を計上いたしました。

377ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス費は、490万円を計上いたしました。

378ページになります。

6 項特定入所者介護サービス等費は、低所得者対策としての食費、居住費の補足給付分で、

計の欄になりますが、1億6,158万6,000円を計上しました。

379ページの中段になります。

5款1項1目介護予防二次予防対象高齢者施策事業費は、要介護状態になるおそれのある高齢者を把握するための事業で、604万9,000円を計上いたしました。

380ページになります。

2目介護予防一般高齢者施策事業費は、二次予防対象高齢者以外の一般高齢者を対象とした事業費で、1,013万円を見込みました。

381ページになります。

2項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターが実施する二次予防対象高齢者の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談等の経費と、包括的支援関係職員の人件費を見込み、2,280万6,000円を計上いたしました。

383ページになります。

3項1目任意事業費は、2,567万1,000円を見込み、説明欄記載の家族介護用品給付事業、介護相談員派遣事業、配食サービス事業などを実施いたします。

385ページになります。

7款予備費は、1,000万円を計上いたしました。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、387ページから391ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

○下水道課長（佐藤邦雄） 議案第5号、平成23年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の予算書の393ページをお開きください。

平成23年度当初予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出をそれぞれ9億7,300万円に定めるものです。これは、前年度比較1億5,400万円、13.7%の減であります。

第2条の地方債につきましては、第2表でご説明申し上げます。

第3条の一時借入金は、最高額を2億円に定めるものです。

394ページから396ページの第1表歳入歳出予算の各款項ごとの予算内容につきましては、

下水道事業特別会計予算に関する説明書のほうで説明させていただきます。

それでは、397ページをお開きください。

第2表地方債であります。限度額2億5,610万円を計上をするものです。内容であります。管渠、処理場及び中央ポンプ場等を対象とし、起債の算定をしたものであります。

次に、401ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金は1,829万1,000円で、対前年度比較1,665万1,000円、47.7%の減であります。これは、下水道事業受益者負担金でありまして、平成22年3月までに供用を開始した165.2ヘクタールの区域で分割納付される方の23年度納付分と、平成23年3月末に新たに供用開始するイ地区旭中央病院北側進入路周辺2.4ヘクタールの受益者負担金を推定し計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料は6,258万3,000円で、対前年度比較702万6,000円、12.6%の増であります。これは、下水道の使用料金でありまして、22年度の実績をもとに推定して計上しました。

3款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は1億9,795万円で、対前年度比較6,877万5,000円、25.8%の減であります。これは、国庫補助対象事業に対する国からの補助金であります。

次に、402ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は4億1,756万円で、対前年度比較534万6,000円、1.3%の増であります。歳入歳出の差し引き分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、403ページをお開きください。

8款市債、1項1目下水道債は2億5,610万円で、対前年度比較8,130万円、24.1%の減であります。これは、対象工事費から国の補助金を除き、補助対象分・単独事業費分の起債区分により算定するもので、建設事業の工事費が起債の対象となります。

以上で、歳入関係の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

406ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費、説明欄3の下水道普及促進費、8節報償費の報償金は95万1,000円で、受益者負担金の前納報奨金であります。受益者負担金を納期前に納付した場合、最高で10%、10万円を限度として報奨金を交付するものであります。

次に、407ページに移ります。

2款事業費、1項1目維持管理費は1億4,548万2,000円で、対前年度比較362万4,000円、2.6%の増であります。

説明欄2の施設維持管理費の主な内容といたしまして、次に408ページをお開きください。説明欄13節委託料、運転業務委託料6,796万7,000円、汚泥等運搬処理業務委託料835万3,000円、これらはいずれも下水道施設等の運転管理及び汚泥処分等に必要な業務であり、専門業者に委託するものであります。

次に、409ページに移ります。

2款事業費、2項1目工事費は4億8,147万7,000円、対前年度比較1億4,595万6,000円、23.3%の減であります。主な内容といたしまして、説明欄1の下水道建設事業、13節委託料の処理場等整備委託料1億7,500万円は、処理場内の水処理施設の機械・電気設備工事を行うものであります。また、ポンプ場等整備委託料2億1,790万円は、中央汚水ポンプ場の機械・電気設備工事を行うものであります。15節工事請負費の管渠工事は7,888万円で、イ・ロ地先旭中央病院北側進入路及び県立旭農業高等学校とその周辺16.9ヘクタールの面整備工事と、22年度に面整備工事を実施しましたイ地区、旭中央病院北側進入路及び愛宕団地の舗装本復旧工事を予定しております。

次に、410ページをお開きください。

3款公債費、1項1目元金は1億6,972万7,000円で、対前年度比較613万9,000円、3.5%の減であります。これは、下水道債の償還元金であります。

1項2目利子は9,961万3,000円で、対前年度比較321万5,000円、3.1%の減であります。これは、下水道債の償還利子であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、417ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。平成23年度末の現在高見込額は、おおむね45億円となる見込みであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは議案第6号、平成23年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決につきまして、補足説明を申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況につきまして申し上げます。

今年、平成23年1月末におけます江ヶ崎地区の状況、処理区域内人口1,496人に対しまして使用人口は1,082人、普及率は72.3%であります。琴田地区につきましては、処理区域内人口693人に対しまして使用人口455人で、普及率65.7%になっております。

それでは、予算書のほうの419ページをお開きいただきたいと思っております。

平成23年度当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,200万円と決めました。前年度予算額5,140万円に対しまして1.2%の増であります。

次に、420ページの歳入歳出予算から424ページの歳入歳出予算事項別明細の総括まで、これにつきましては説明を省かせていただきまして、425ページの歳入から予算を順を追って説明を申し上げます。

それでは、425ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項1目受益者分担金につきましては252万円で、前年度と同額であります。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料は1,493万5,000円で、対前年度22万5,000円、1.5%の増であります。施設使用料は、現に農業集落排水施設を使用している世帯の実績及び新規に使用する世帯の見込みで計上させていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金は3,154万2,000円で、対前年度237万5,000円、8.1%の増であります。これは、歳入歳出の差し引き不足額を一般会計から繰り入れさせてもらうものでございます。

4款繰越金、1項1目繰越金300万円は、前年度繰越金であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

427ページをお開きいただきたいと思っております。

1款総務費、1項1目一般管理費は、農業集落排水事業に係ります職員の人件費及び管理経費940万6,000円で、対前年度30万1,000円、3.1%の減であります。

428ページをお願いいたします。

2款事業費、1項1目維持管理費は1,933万9,000円、対前年度145万円、8.1%の増であります。説明欄1の江ヶ崎地区排水施設維持管理費は1,191万円で、主なものは光熱水費303万6,000円、修繕料320万円、維持管理業務委託料273万7,000円であります。続きまして、説明欄2の琴田地区排水施設維持管理費につきましては742万9,000円で、主なものは光熱水費

144万6,000円、修繕料269万5,000円、維持管理業務委託料200万5,000円であります。

430ページをお願いいたします。

2目資源循環事業費55万円は、農業集落排水施設から排出されます汚泥の処理費用でございます。

3款公債費、1項1目元金1,381万7,000円、2目利子536万8,000円は、農業集落排水施設整備により借入金の償還金であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、433ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与費明細でございます。職員数、給与費、共済費、職員手当等につきまして、対前年度との比較表でございます。

434ページから436ページにつきましては、ご覧いただきまして説明を省略させていただきます。

最後に、437ページをお願いいたします。

地方債の現在高に關します調書であります。表の右の欄であります、23年度末現在高見込額2億7,157万2,000円であります。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） 議案第7号、平成23年度旭市水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則です。

第2条は業務の予定量で、給水件数を1万9,024件、年間給水量を607万7,099立方メートルとし、1日平均給水量は1万6,604立方メートルと予定いたしました。主要な建設改良事業ですが、配水管布設工事に9,072万円を予定いたしました。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定め、次の2ページをお開きください。第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

内容につきましては、5ページの実施計画によりご説明申し上げます。

次は、3ページをご覧ください。

第5条は企業債であり、本年度も引き続き、水質や圧力改善等を図るための配水管整備事業として3,090万円、水道施設機械装置の整備を行うための事業として2,880万円を借り入れるもので、起債の目的、限度額等を定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものであり、第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものであります。

次に、4ページをお開きください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであり、第9条は、高料金対策等のため、一般会計から受ける補助金を1,871万3,000円とするものであります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を423万1,000円と定めるもので、これは量水器及び材料の購入費です。

次のページからは予算に関する説明書であり、5ページをお開きください。

平成23年度旭市水道事業会計予算実施計画です。

まず、収益的収入及び支出の収入ですが、1款水道事業収益は16億31万1,000円で、前年度に比べて2,428万7,000円、1.5%の減を予定いたしました。

1項営業収益は15億6,842万8,000円で、主なものは、1目給水収益15億5,593万2,000円の水道料金であります。有収水量を583万4,016立方メートルと見込みました。2目受託工事収益は、下水道工事などに係る水道管切り回し工事の受託収益で、3目その他営業収益は、一般会計からの消火栓維持管理負担金及び宅内工事検査等の手数料となっております、予定額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2項営業外収益は、3,188万3,000円を予定いたしました。このうち主なものは、2目他会計補助金の1,871万3,000円は、一般会計からの高料金対策等としての補助金であります。3目補助金1,315万9,000円は、県からの市町村水道総合対策事業補助金となっております。

次に、6ページをお開きください。

支出の部ですが、1款水道事業費用は14億7,531万4,000円で、前年度に比べて2,349万2,000円、1.6%の増を予定いたしました。

1項営業費用は、14億1,525万5,000円です。主なものは、1目原水及び浄水費8億4,118万3,000円の受水費で、次に少し飛んで、5目の固定資産の減価償却費2億3,955万1,000円などです。それぞれ各項目の予定額は記載のとおりであります。

2項営業外費用は4,698万2,000円を予定いたしました。内訳は、1目企業債の支払利息及

び取扱諸費、2目消費税及び地方消費税となっております。

3項特別損失は、過年度損益修正損の307万7,000円、4項は予備費の1,000万円を予定いたしました。

次のページは、資本的収入及び支出です。

収入の部ですが、1款資本的収入で1億4,121万7,000円、前年度に比べて3,322万2,000円、19.0%の減を予定いたしました。

1項1目企業債は配水管の整備等に充てる企業債、2項1目出資金は合併特例債活用事業としての一般会計からの出資金、3項1目負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金及び配水管布設等に係る工事負担金、4項1目給水申込納付金は水道加入申込金となっております、それぞれの予定額は記載のとおりであります。

支出の部は、1款資本的支出は5億9,365万2,000円で、前年度に比べて1億339万4,000円、14.8%の減を予定いたしました。

1項建設改良費は、1億6,178万1,000円を予定し、1目拡張工事費は配水管布設工事費等で、2目改良工事費は配水管の布設替工事費、3目固定資産取得費は干潟配水場高区圧力タンク更新費などとなっております、予定額は記載のとおりであります。

2項1目は企業債の償還元金で4億2,187万1,000円、3項1目は予備費1,000万円を予定しております。

大変恐れ入りますが、2ページに戻らせていただきます。

第4条の中ほどの括弧書きになります。ただいまご説明申し上げました資本的収支の不足額4億5,243万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額625万6,000円、損益勘定留保資金3億598万7,000円、減債積立金1億4,019万2,000円で補てんいたします。

次に戻りまして、8ページをお開きください。

この表は、平成23年度の資金計画となっております。中ほどの列の当年度予定額の欄をご覧ください。受入資金と支払資金の差し引きを一番下に記載しており、5億699万円を当年度末の現金と予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは、職員給与費関係の明細となっております、職員の各種支給要件などは一般会計の職員と同じでございます。

13ページは、債務負担行為に関する調書であり、旭市水道お客様センター業務委託に係る当該年度以降の支払義務発生期間及び予定額等を定めるものであります。

14ページから16ページにつきましては、平成23年度末の予定貸借対照表となっております。
16ページをお開きください。

6 剰余金、（2）利益剰余金ですが、当年度純利益が1億1,854万円、前段の繰越利益剰余金年度末残高との合計で3億471万円が当年度末の利益剰余金となる見込みであります。

次に、17ページから21ページにつきましては、平成22年度の予定損益計算書及び平成22年度末の予定貸借対照表です。

21ページをお開きください。

6 剰余金、（2）利益剰余金ですが、減債積立金1億4,019万2,000円と当年度純利益1億8,617万円を加えまして、22年度末利益剰余金は、3億2,636万2,000円となる見込みであります。

以上で、議案第7号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成23年度旭市病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量であります。

1、事業量の（1）事業計画ですが、①許可病床数は956床となっておりますが、地域医療再生計画により、23年度は一般病床33床の増床を見込んでおります。②患者数はイ、入院患者数28万1,510人、ロ、外来患者数79万2,080人を見込みました。また、③介護老人保健施設は、イ、入所者数3万3,672人、ロ、通所者数6,572人を見込みました。

2ページをお開きください。④養護老人ホームは、イ、入所者数1万7,934人、ロ、短期入所者数952人、⑤特別養護老人ホームは、イ、入所者数1万8,154人、ロ、短期入所者数732人、⑥ケアハウスは、入所者数1万4,603人、⑦訪問看護事業は、訪問患者数4,880人、⑧グループホーム・ケアホームは、イ、入所者数1,647人を見込んだところであります。

2、資本的支出の（1）建設改良計画についてであります。①工事費39億2,689万5,000円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定いたしました。②資産購入費14億3,796万2,000円は、医療機械器具の購入やソフト開発費を予定いたしました。

3、職員計画は1,824人であります。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額及び第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。7ページからの実施計画により説明申し上げます。

7ページをお開きください。

平成23年度旭市病院事業会計予算実施計画であります。

収益的収入及び支出であります。収入につきまして、1款病院事業収益は350億8,611万4,000円を予定いたしました。

1項医業収益は、314億7,220万7,000円を見込みました。主な内訳であります。1目入院収益は165億3,543万2,000円、2目外来収益は137億6,808万2,000円を予定いたしました。積算に当たっては、診療単価の伸び、地域医療再生計画に基づく33床増床分による収入増、神経精神科の診療縮小による影響等を勘案いたしました。

2項医業外収益は、24億6,062万2,000円を予定いたしました。主な内訳であります。2目補助金2億7,499万6,000円は、臨床研修費補助金など、病院の運営に対しての国・県からの各種補助金であります。3目負担金交付金18億525万1,000円は、病院事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、交付税算定を見込んで計上いたしました。

なお、このほかに看護学校に1億1,713万5,000円、養護老人ホームに1,740万2,000円、ケアハウスに2,751万9,000円が繰り入れられておりまして、市からの繰入金の合計は19億6,730万7,000円であります。

次の8ページをお開きください。

第3項看護師養成事業収益1億8,307万5,000円は、看護学生195人の授業料、寄宿舎費、繰入金などあります。

4項介護老人保健施設事業収益4億8,815万2,000円は、入所者、通所者の介護料などあります。

5項養護老人ホーム事業収益1億4,588万8,000円は、老人保護措置費収益、使用料、繰入金などあります。

6項特別養護老人ホーム事業収益2億1,837万5,000円は、入所者の介護料などあります。

7項ケアハウス事業収益6,548万3,000円は、入所者の使用料、繰入金などあります。

8項訪問看護ステーション事業収益4,651万円は、旭こころとくらしのケアセンターの利用料であります。

9項グループホーム・ケアホーム事業収益580万1,000円は、神経精神科患者の社会復帰を

目的としたグループホーム・ケアホーム事業の利用料金であります。

次に、支出であります、9ページをお開きください。

1款病院事業費用は、349億6,479万7,000円を予定いたしました。

1項医業費用は、317億9,044万2,000円を見込みました。主な内訳であります、1目給与費143億5,505万円は、病院職員にかかわる給与費で、地域医療再生計画や手術室の増加に伴う医師、看護師の増加分を計上いたしました。2目材料費103億4,674万5,000円は、薬品、診療材料、給食材料などあります。3目経費38億502万7,000円は、光熱水費、修繕費並びに委託費などあります。4目減価償却費は、28億7,928万円で、建物、器具及び備品などの有形固定資産に対する償却費を計上いたしました。

2項医業外費用は15億3,511万8,000円であります。主な内訳であります、1目支払利息及び企業債取扱諸費6億2,789万円、3目雑損失5億78万1,000円、4目繰延勘定償却3億6,780万円などあります。

10ページをお開きください。

3項看護師確保対策事業費用3億3,059万4,000円は、職員の給与費や学生の教育費、奨学金などあります。

次の4項から9項までは、いずれも各附属施設の職員給与費及び材料費、経費などが主な内容であります、4項介護老人保健施設事業費用は5億5,406万1,000円、5項養護老人ホーム事業費用は1億2,730万6,000円、6項特別養護老人ホーム事業費用は2億3,141万6,000円、7項ケアハウス事業費用は7,310万1,000円、8項訪問看護ステーション事業費用は4,930万9,000円、9項グループホーム・ケアホーム事業費用は1,040万8,000円あります。

また、10項特別損失2億1,298万2,000円は、4号館西側解体工事であります。

11項予備費は5,000万円を計上いたしました。

次に、12ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります。

収入につきまして、1款資本的収入は、40億9,002万8,000円を予定いたしました。

1項1目企業債30億円は、再整備事業に係る企業債借り入れであります。

2項1目補助金10億8,897万8,000円は、再整備事業に係る県補助金や地域医療再生臨時特例基金に係る補助金であります。

3項1目固定資産売却代金は、105万円を見込みました。

支出ですが、1款資本的支出は64億3,356万2,000円を予定いたしました。

1 項建設改良費は、53億6,485万7,000円を予定しております。そのうち、1 目工事費39億2,689万5,000円は、再整備事業改修工事その他整備工事などを予定したものであります。また、2 目資産購入費14億3,796万2,000円は、医療機械器具購入 7 億8,613万5,000円、ソフト開発費 6 億137万7,000円などであります。

2 項 1 目企業債償還金は10億6,870万5,000円であります。

ここで、次に 4 ページに戻らせていただきます。

第 4 条資本的収入及び支出の本文、括弧書きであります。これは資本的収入40億9,002万8,000円、資本的支出64億3,356万2,000円により生ずる不足額23億4,353万4,000円を、損益勘定留保資金などで補てんしようとするものであります。

第 5 条は、継続費について定めるものであります。再整備事業既存棟LAN敷設工事、総額 2 億1,000万円は、平成22年度から23年度まで 2 か年の継続事業として予定したもので、平成23年度の年割額は 1 億7,850万円であります。また、再整備事業改修工事その他整備工事は、継続事業として総額39億410万5,000円を予定しております。こちらの年割額は、平成23年度36億4,910万5,000円、平成24年度 2 億5,500万円であります。

5 ページをお開きください。

第 6 条は、企業債について定めるもので、再整備事業改修工事を目的として30億円の起債を予定しました。

第 7 条は、一時借入金の限度額を30億円と定めるものであります。

第 8 条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項を定めるものであります。

第 9 条は、職員給与費、交際費を議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めるものであります。

6 ページをお開きください。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を115億5,000万円と定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得及び処分を定めるもので、記載のとおり、移動型透視システムなど 8 件を予定しました。

次に、13ページをお開きください。

平成23年度の資金計画であります。一番下の行のとおり、年度末の差し引き残高を56億3,016万円と予定いたしました。

次の14ページからは、平成23年度予定貸借対照表であります。18ページの下から 5 行目

のハ、当年度未処分利益剰余金は当期利益金を含めて31億9,847万4,011円となる見込みであります。

以下、19ページからは平成22年度予定損益計算書、22ページからは平成22年度予定貸借対照表となっております。その後、27ページからは給与費明細書、34ページからは実施計画内訳書、47ページからは継続費に関する調書となっております。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 増田富雄 登壇）

○国民宿舎支配人（増田富雄） 議案第9号、平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は業務の予定量で、客室数30室、広間1室、会議室1室を予定いたしました。利用者数でございますが、宿泊者を1万5,000人、休憩者を6,000人とし、1日平均利用者数を、宿泊者41人、休憩者16人と予定いたしました。

次に、第3条で収益的収入及び支出を、2ページの第4条で資本的収入及び支出をそれぞれ記載額のとおり定めました。内容につきましては、5ページからの実施計画により説明をいたします。

3ページでございますが、第5条でございます。一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第6条は、職員給与費を、議会の議決を経なければ流用できない経費として定めるものでございます。

第7条は、一般会計からの補助金を1,348万8,000円と定めるものでございます。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を5,985万8,000円と定めるものでございます。

次に、5ページをお開きください。

平成23年度旭市国民宿舎事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億1,891万7,000円と予定いたしました。

第1項営業収益2億424万9,000円の内訳についてであります。1目利用収益1億8,356

万6,000円は、宿泊料、食事料等でございます。2目売店収益1,833万円は、土産品等の売上げでございます。3目その他営業収益235万3,000円は、宿泊及び休憩に伴う雑収益でございます。

第2項営業外収益は、1,466万8,000円を予定いたしました。この主な内訳について、1目補助金1,348万8,000円は、一般会計からの観光拠点施設支援金、市営プールの運営補助金でございます。2目雑収益118万円は、臨時職員の雇用保険料等でございます。

次に支出でございますが、6ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用は、2億4,221万円を予定いたしました。

1項営業費用2億3,076万5,000円の主な内訳について、1目宿舎経営費2億597万4,000円は、人件費、食事材料費等でございます。2目減価償却費は、2,420万9,000円を予定いたしました。3目資産減耗費は、58万2,000円を予定いたしました。

第2項営業外費用1,044万5,000円は、1目企業債利息、2目繰延勘定償却費、3目雑支出、4目消費税を予定いたしました。

第3項予備費は、100万円を予定いたしました。

次に、7ページでございます。

資本的収入につきましては、1項出資金1,266万2,000円を予定いたしました。内容でございますが、企業債償還に充てるため一般会計からの出資金でございます。

資本的支出につきましては、1,786万2,000円を予定いたしました。

1項建設改良費420万円の内訳についてですが、1目工事費315万円は給湯ボイラーの交換工事等でございます。2目資産購入費105万円は、厨房等の備品購入費でございます。

2項企業債償還金1,266万2,000円は、企業債元金の償還金でございます。

3項予備費は、100万円を予定いたしました。

大変恐れ入りますが、2ページへ戻らせていただきます。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収支の不足額520万円につきましては、括弧書きに記載されておりますように、当年度分消費税資本的収支調整額24万7,000円、当年度分損益勘定留保資金385万3,000円、建設改良積立金110万円で補てんするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

この表は平成23年度の資金計画となっております。当年度末の現金2,150万2,000円を予定いたしました。

次の9ページから12ページまでは、職員給与費関係の明細となっております。

13ページから15ページまでは、平成23年度旭市国民宿舎事業予定貸借対照表となっております。予定では、この期間の純損失を2,353万1,000円、欠損金合計1億7,199万3,000円となる見込みでございます。この純損失のうち、現金支出を伴わない経費、減価償却費、資産減耗費、繰延勘定償却費が2,738万4,000円でございますので、単純な現金収支でいきますと385万3,000円の黒字となる見込みでございます。

16ページから19ページにつきましては、平成22年度末の予定損益計算書及び予定貸借対照表でございます。予定では、平成22年度で3,687万6,000円の純損失が見込まれるため、欠損金合計では1億4,846万2,000円となる見込みでございます。

以上で、議案第9号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第10号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第10号、平成22年度旭市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,600万円を追加し、予算の総額を293億3,500万円とするものです。

第2条繰越明許費の補正と第3条の地方債の補正につきましては、後ほど別のページで説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書により説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正です。この表に掲載しましたとおり、年度内に完了しない見込みの事業として18の事業を追加するとともに、1事業について金額を変更するものです。

なお、追加事業の中には、新規として、国の補正予算に伴う地域活性化交付金、これはきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金であります。これに基づく13事業が含まれておりまして、内容につきましては、過日開催されました全員協議会におきまして企画課長から説明申し上げたところでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正になります。掲載いたしました7事業について、事業費の確定や財源の変更により、起債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入について順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

少し飛びまして、11ページをお願いいたします。

8款1項1目地方特例交付金3,326万4,000円の追加は、交付額が決定されたことによるもので、主な理由は子ども手当分が増となったことによるものです。

9款1項1目地方交付税7億9,370万5,000円の追加は、留保しておりました普通交付税のうち7億917万3,000円と、特別交付税の病院事業に係る増額分8,453万2,000円を今回の補正財源として計上したものでございます。

13款1項1目民生費国庫負担金140万3,000円の追加は、国保の保険基盤安定負担金が増となったことによるものでございます。

2項1目総務費国庫補助金2億3,962万円の追加は、説明欄1番の地域活性化・きめ細かな交付金2億517万9,000円と、説明欄2番の地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金3,444万1,000円を新規に計上するものでございます。

この2つの交付金は、国の補正予算が昨年11月に成立したことに伴いまして、交付限度額として示されたもので、先ほどの繰越明許費のところで触れました13の事業に財源充当するものでございます。

12ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金736万9,000円の追加は、国保の保険基盤安定負担金が増となったことによるものです。

2項9目教育費県補助金1,257万5,000円の減は、国民体育大会会場地市町運営費補助金が、国体卓球競技会の終了に伴い、事業費が確定したことにより減額となりました。

15款1項2目利子及び配当金50万円の追加は、財政調整基金と庁舎整備基金の運用利子を計上するものでございます。

16款1項3目、これは13ページになります。農林水産業費寄附金は、300万円の篤志寄附を計上するものです。

17款1項2目介護保険事業特別会計繰入金は、平成21年度の保険給付費負担金等の精算分を繰り入れるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金の減は、予定しておりました繰入額1億3,000万円を、すべ

て減額するものでございます。

19款5項3目雑入は、303万5,000円の追加になります。コミュニティバスの購入費に対する助成金の振り替えがありまして、説明欄1番の日本宝くじ協会助成金が1,200万1,000円に決定した一方、説明欄2番の地域公共交通活性化・再生総合事業助成金は896万6,000円の減となりました。

それから、14ページをお願いいたします。

20款市債につきましては、説明欄に7つの起債を掲載してございます。これは、事業費の確定や財源の変更があったことにより起債額を変更するもので、合計で3,070万円の減額となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について、主な補正内容を申し上げます。

それでは、15ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費5億7,305万9,000円の追加は、説明欄1番の総務事務費に訴訟和解金などして3,266万2,000円を、説明欄2番の庁舎改修事業に国の補正予算に伴う事業として4,000万円を、説明欄3番の庁舎整備基金積立金に5億39万7,000円を、それぞれ計上するものです。

なお、説明欄2番、庁舎改修事業につきましては、海上支所のエレベーターと空調設備などの改修工事を行うものでございます。

6目財産管理費10万3,000円の追加は、財政調整基金の運用利子を積み立てるものです。

次に、8目電子計算費6,535万4,000円の減は、電算システム運用事業の委託料が減となったことによるものです。

10目地域振興費111万円の減は、コミュニティバス等運行事業のバス購入費が減となったことによるものでございます。

16ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費500万円の追加は、障害者福祉事務費で、これは国の補正予算に伴う事業として、公共施設に障害者のための専用駐車場や案内看板を設置するものでございます。

4目国民健康保険費5,837万6,000円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、ルール分の繰出額が決定したことによる増額分と国保会計の財源不足を補てんするためのルール外の繰出分を計上したものでございます。

17ページになります。

2項4目介護保険費745万9,000円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金で、給付見込額が増となったことによる一般会計の負担分となります。

3項4目保育所費4,500万円の追加は、保育所施設改修事業で、これは国の補正予算に伴う事業として、施設の改修工事や空調設備設置工事を行うものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費700万円の追加は、保健衛生総務事務費で、これも国の補正予算に伴う事業として、旭市保健センターのトイレを障害者や妊娠中の方などにも使いやすくするための改修工事などを行うものでございます。

18ページになります。

6款1項3目農業振興費300万円の追加は、農業活性化推進事業で、受納した寄附金を寄附申し出者の趣旨に沿って、農業振興事業を実施するために、ここに計上したものです。

5目農地費895万3,000円の減は、説明欄に記載してあります農業基盤整備など4事業について、県に対する負担金が確定したことなどによるものです。

19ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費1,700万円の追加は、保安林植栽事業で、これは国の補正予算に伴う事業として、飯岡菰園地先海岸の防風柵設置工事を行うものでございます。

7款1項1目商工総務費50万円の追加は、消費者保護対策事業で、これも国の補正予算に伴う事業で、消費者啓発の充実を図るため、備品の購入や啓発資料の作成等を行うものでございます。

8款2項2目道路維持費8,000万円の追加は、道路維持補修事業で、これもまた国の補正予算に伴う事業で、老朽化した舗装や破損した道路の維持補修工事を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

3項2目街路費2,200万円の追加は、旭駅前広場等整備事業で、やはりこれも国の補正予算に伴う事業で、旭駅前広場に案内板や防護柵などを設置するものでございます。

4目公園費2,500万円の追加は、公園維持管理費で、これも国の補正予算に伴う事業となります。老朽化した遊具やベンチ、照明灯などの改修と駐車場改修工事などを行います。

9款1項3目災害対策費734万9,000円の減は、非常通信設備整備事業で、移動系防災行政無線の実施設業務の委託料が確定したことによるものでございます。

10款1項2目事務局費2,200万円の追加は、学校図書購入事業で、これは国の補正に伴う事業として小・中学校の学校図書と書架備品などを購入するものです。

21ページになります。

3項1目学校管理費2,432万2,000円の減は、説明欄1番の中学校施設管理費で、海上中学校敷地内の借地部分の購入費として1,531万5,000円を新規に計上する一方で、説明欄2番の飯岡中学校改築事業において、基本設計業務委託料が大幅に減となったことにより、全体で減となりました。

4項1目社会教育総務費6,100万円の追加は、生涯学習施設改修事業で、これは国の補正予算に伴う事業として海上キャンプ場のトイレなどの改修工事と、いいおかユートピアセンターのエレベーター棟増築工事などを行うものでございます。

4目図書館費2,300万円の追加は、図書館活動費で、これも国の補正予算に伴う事業です。内容は、次の22ページの説明欄にもありますように、図書館の図書と書架備品の購入、図書整理業務の委託などを行うものでございます。

5項1目保健体育総務費2,800万円の減は、国民体育大会開催事業で、ゆめ半島千葉国体卓球競技会の終了に伴い、事業費が確定したことにより減額するものです。

2目体育施設費1,500万円の追加は、社会体育施設改修事業で、これは国の補正に伴う事業として、飯岡体育館の改修工事を行うものでございます。

12款1項2目利子3,848万5,000円の減は、借入金利子支払費で、借入額の確定に伴い償還利子を減額するものでございます。

13款2項1目水道事業公営企業費391万3,000円の減は、説明欄1番の水道事業会計繰出金が繰出基準の確定により増となる一方で、説明欄2番の水道事業会計出資金は、配水管布設工事等の事業費が確定したことにより減額となったため、全体としては減となりました。

2目病院事業公営企業費9,898万9,000円の追加は、病院事業会計繰出金が特別交付税などで増となったことによるものでございます。

3目国民宿舎事業公営企業費4,000万円の追加は、国民宿舎事業会計への貸付金を計上するものです。

それでは、最後の24ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。事業費の確定により、平成22年度の起債額を3,070万円減額するもので、これにより平成22年度末現在高見込額は、一番右下になります。291億4,393万1,000円となるものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第11号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億3,200万円とするものです。

2ページと3ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

事業勘定のうち、歳入についてご説明申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから、5,193万1,000円を減額するものであります。

2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、当初の予定よりも多く見込めることになったことから1,668万1,000円を増額するものであります。

8ページをご覧ください。

4款2項1目財政調整交付金につきましては、旭中央病院の施設整備事業及び電算システム改修の国庫補助金として、2,627万8,000円を増額するものであります。

3目出産育児一時金補助金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから、80万円を減額するものであります。

7款2項1目県財政調整交付金は、旭中央病院の診療施設への県からの補助金でありまし

て、国保会計を經由して旭中央病院へ支出するべく、決定額の230万円を計上するものであります。

9ページをご覧ください。

8款1項1目高額医療費共同事業交付金は、当初の予定よりも多く見込めることになったことから、7,340万8,000円を増額するものであります。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても同様に、当初の予定よりも多く見込めることになったことから、68万8,000円を増額するものであります。

10款1項1目一般会計繰入金ですが、1節の保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分につきまして、当初の予定よりも多く見込めることになったことから、1,169万7,000円を増額するものであります。

2節職員給与費等繰入金につきましては、歳出の1款1項1目一般管理費の電算システム改修分906万5,000円を増額するものであります。

3節出産育児一時金等繰入金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから、1,066万7,000円を減額するものであります。

4節財政安定化支援事業等繰入金につきましても、当初の予定よりも下回る見込みとなったことから、171万9,000円を減額するものであります。

5節その他一般会計繰入金につきましては、国保会計の歳入不足を補うため、ルール外分として5,000万円の繰り出しを受けるものです。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目の一般管理費は、電算システム改修に伴い906万5,000円を増額するものであります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、7,000万円を増額するものです。

2目の退職被保険者等療養給付費は、3,000万円を増額するものです。

この両目は、療養給付費が12月補正時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、2,300万円を増額するものです。これも高額療養費が、12月補正時の見込みよりも上回って推移し、予算不足が見込まれるため増額するものであります。

11ページをご覧ください。

2款4項1目の出産育児一時金は、出産件数が当初の予定よりも下回る見込みとなったことから、1,680万9,000円を減額するものであります。

3款1項1目の後期高齢者支援金は、当初の予定よりも上回る見込みとなったことから、219万4,000円を増額するものです。

11款3項1目の他会計繰出金につきましては、右側の説明欄をご覧ください。

1の病院事業会計繰出金は、国保会計を経由して、国及び県から旭中央病院の診療施設へおりてくる補助金でありまして、当初の見込みよりも確定額が上回ったことから、755万円を増額するものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○高齢者福祉課長（渡辺輝明） 議案第12号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ9,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億1,100万円とするものです。

ちょっと飛びまして、7ページになります。

歳入でございます。

2款国庫支出金ですが、1項1目介護給付費負担金は、1,137万7,000円を追加し6億4,100万5,000円に、2項1目調整交付金は、385万4,000円を追加し2億3,535万2,000円とするもので、この後、歳出にてご説明を申し上げますが、保険給付費が増額になったことに伴う国負担分の増額分でございます。

3款1項1目介護給付費交付金は、1,790万1,000円を追加し10億9,297万3,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う支払基金負担分の増額分でございます。

4款1項1目介護給付費負担金は、801万5,000円を追加し5億4,304万8,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う県負担分の増額分でございます。

8ページになります。

6款繰入金ですが、1項1目介護給付費繰入金は、745万9,000円を追加し4億5,540万6,000円とするもので、保険給付費の増額に伴う市負担分の増額分でございます。

同じく 2 項 1 目介護保険給付費準備基金繰入金は、1,106万9,000円を追加し8,806万9,000円とするもので、歳入の不足額を基金から繰り入れるものでございます。

7 款 1 項 1 目繰越金は、2,950万6,000円を追加し2,950万7,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

9 ページになります。

8 款 2 項 2 目雑入は、181万9,000円を追加し600万7,000円とするもので、高額医療合算介護サービス費の修正に伴う返還分等のものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

10ページになります。

2 款保険給付費ですが、要介護認定者数の増加に伴い給付費が増嵩していることから、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、2,833万6,000円を追加し12億6,984万1,000円に、同じく 1 項 6 目居宅介護サービス計画給付費は、2,020万3,000円を追加し 1 億7,789万4,000円に、同じく 6 項 1 目特定入所者介護サービス費は、1,113万4,000円を追加し 1 億4,054万4,000円とするもので、それぞれ給付費の支払いに不足が生じるおそれがありますので、今回補正をするものでございます。

11ページになります。

6 款 1 項 2 目償還金は、3,132万7,000円を追加し3,133万1,000円とするもので、平成21年度保険給付費等の確定による国・県支払基金及び市への交付金の返還金でございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 佐藤邦雄 登壇）

○下水道課長（佐藤邦雄） 議案第13号、平成22年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条にございますように、繰越明許費の設定であります。

次に、2 ページをお開きください。

第 1 表の繰越明許費であります。地方自治法第213条第 1 項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用できる経費として、その金額を 1 億5,864万円とするものです。これは、旭市浄化センター及び旭中央汚水ポンプ場の建設事業が年度内に完成が見込めないことから

繰り越し工事となるものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） 議案第14号、平成22年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規程です。

第2条では収益的収入及び支出を、第3条では資本的収入及び支出のそれぞれ補正額を記載してございます。内容につきましては、3ページの実施計画で説明させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

第4条は、企業債について、起債の限度額を変更するものです。変更内容としましては、建設改良事業費の減少に伴う限度額の変更であります。

次は、3ページをご覧ください。

平成22年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります。1款水道事業収益は、既決予定額16億2,459万8,000円に2,150万5,000円を増額し、補正後の予定額を16億4,610万3,000円とするものであります。

この内訳は、2項2目他会計補助金、3目補助金の増額ですが、高料金対策に係る国の繰り入れ基準の確定により、一般会計からの繰入金及び市町村水道総合対策事業補助金を増額するものでございます。

次に、支出の部であります。1款水道事業費用は、既決予定額14億5,182万2,000円に285万3,000円を増額し、補正後の予定額を14億5,467万5,000円とするものであります。

この内訳は、2項2目消費税及び地方消費税を増額するもので、拡張工事費等建設改良費の減額に伴い支払消費税額が不足するため増額するものであります。

続いて、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、1款資本的収入は、既決予定額1億7,443万9,000円から4,093万円を減額し、補正後の予定額を1億3,350万9,000円とするものであります。

この内訳ですが、1項1目企業債の1,520万円の減額は、拡張工事費等建設改良費の減により企業債を減額するものでございます。

2項1目出資金1,250万円の減額は、合併特例債活用事業の対象事業費が削減されたため、一般会計からの出資金を減額するものでございます。

3項1目負担金1,323万円の減額は、蛇園南地区流末排水整備事業の工事内容が見直しされたため、その事業に係る工事負担金を減額するものであります。

次に、支出の部ですが、1款資本的支出は、既決予定額6億9,704万6,000円から5,995万1,000円減額し、補正後の予定額を6億3,709万5,000円とするものであります。

この内訳ですが、1項1目拡張工事費の1,266万3,000円の減額と2目改良工事費の1,904万円の減額は、先ほど収入の部でご説明申し上げましたが、合併特例債活用事業の対象事業費の削減及び蛇園南地区流末排水整備事業の工事内容の見直し等により工事費が削減されたものでございます。

3目固定資産取得費2,824万8,000円の減額は、直流電源装置等機械設備更新の見直し及び集中管理システムの入札により事業費が減額されたものでございます。

次に、4ページをお開きください。

平成22年度旭市水道事業会計補正予算資金計画であります。

一番右側の下になります。年度末の差し引き現金残高を5億8,125万7,000円と予定するものでございます。

次に、5ページから7ページまでは平成22年度末の予定貸借対照表でございます。

以上で、議案第14号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第15号、平成22年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）

について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収入予定額の補正で、病院事業収益既決予定額324億9,881万6,000円に対し、特別交付税等増額交付9,898万9,000円を増額、グループホーム・ケアホームの補助金を35万2,000円に補正するものであります。

以上で、議案第15号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

(国民宿舎支配人 増田富雄 登壇)

○国民宿舎支配人(増田富雄) 議案第16号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、当会計の補正第1号を行う旨の規定でございます。

第2条は、当初予算第2条中に定めた業務の予定量のうち、宿泊1万6,000人を宿泊1万4,000人に改め、下方修正するものでございます。

第3条は、営業用運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金2,000万円の借入れをお願いするものでございます。

景気の低迷等により、予定しておりました営業収益の確保が難しいため、当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正を記載のとおり行うものでございます。

次の2ページの第4条には、当初予算第4条に定めた資本的収入の予定額の補正を記載のとおり行うものでございます。

内容につきましては、実施計画でご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億4,373万4,000円から4,483万9,000円を減額し、1億9,889万5,000円とするものでございます。

1項1目利用収益の減額は、当初予定していた宿泊者の減少に伴い、宿泊料、食事料を下方修正するものでございます。

1項2目売店収益は、売店売上げが好調なための上方修正、3目その他営業収益は、市営プールの入場料収入の実績を踏まえ上方修正するものであります。

また、2項2目雑収益の増額は、サービス向上のため臨時職員の増員に伴う雇用保険料の個人負担分の増額でございます。

次に、5ページをお開きください。

支出につきましては、国民宿舎事業費用2億4,336万8,000円から790万9,000円を減額し、2億3,545万9,000円とするものでございます。この内訳につきましては、1項1目宿舎経営費499万円を減額補正するものでございます。これは、宿泊者の下方修正による食事材料費等の減額に伴うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の7,000円増額は、精査による増額でございます。

2項4目消費税の193万円の減額は、課税収入額の減少に伴う減額補正を行うものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

資本的収入についてご説明いたします。

収入につきましては、新たに他会計借入金といたしまして2,000万円を借り入れするものでございます。内容につきましては、平成20年度に一般会計よりお借りしました運転資金の返済に充てるためのものでございます。

なお、補正後の資本的収支不足額の財源につきましては、2ページへ戻っていただきまして説明をいたします。

恐れ入りますが、2ページをお開きください。

第4条に記載してございます補正後の財源ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,730万円は、消費税資本的収支調整額34万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1,633万7,000円、建設改良積立金1,061万5,000円を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額730万円は、消費税資本的収支調整額34万8,000円、建設改良積立金695万2,000円に改め補てんするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

この表は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計補正予算第1号資金計画でございます。補正後における当年度末の現金預金を2,137万1,000円と予定するものでございます。

8ページ以降は、平成22年度の予定貸借対照表となっております。

以上で、議案第16号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第20号、議案第33号、議案第34号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 平野哲也 登壇）

○総務課長（平野哲也） それでは最初に、議案第17号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第2次旭市行政改革アクションプランにおける「変化に対応できる組織・機構の再編」の一環といたしまして、平成23年4月1日に行政組織の一部を変更するものでございます。

改正の内容につきましては、最初にお手元に配布をさせていただきます新旧対照表、議案の一

番下のほうにあらうかと思えますけれども、新旧対照表をご用意いただきたいと思えます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思えます。

1点目の改正につきましては、現行、左側、総務課の主な事務分掌にございます「2. 交通安全に関すること。」を削除し、この事務を右側、改正案の一番下になりますけれども、市民生活課の主な事務分掌欄の「3. 市民生活の支援に関すること。」の中に包含するものでございます。

2点目の改正につきましては、企画課の課名を企画政策課に変更し、主な事務分掌に「2. 重要施策に関すること。」を新たに加えるものでございます。

3点目の改正は、市民課の課名を市民生活課に変更し、主な事務分掌に「3. 市民生活の支援に関すること。」を加え、班の再編と、窓口業務の改善を図るほか、交通安全対策事業、各種相談事業、コミュニティ育成支援事業等の事務を所掌させるものでございます。

それでは、次に条例の本文のほうに戻っていただきたいと思えます。

条例本文の一番下のほうにございます附則の第2項でございますけれども、旭市総合計画審議会条例の規定中「企画課」とあるものを「企画政策課」に改める一部改正を併せて行うものでございます。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、2つ飛びまして議案第20号でございます。

議案第20号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございまして、改正の内容といたしましては、昨年10月の千葉県人事委員会勧告に基づく、職員の持ち家に係る住居手当の廃止及び月60時間を超える時間外勤務について、これまで時間外勤務時間の割増積算基礎に含まれていなかった日曜日等を割増積算に含めるというものでございます。

また、もう1点、人事委員会勧告に基づく改正ではございませんが、課長職の勤勉手当の支給に係る勤務成績の判定期間について一部改正するものでございます。

それではまた、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思えます。

新旧対照表の5ページでございます。

職員に支給する住居手当の支給要件は、現行、左側の第13条第1項になりますけれども、第1号の自ら居住するためにアパートなどを借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っている職員と、第2号になりますけれども、自らが所有する住居に居住している職員で、世帯主である場合について支給することができるとされておりました。

今回の改正は、アパート等の借家に係る手当は存続させ、持ち家に係る住居手当を廃止することとされたため、現行の第2号の持ち家に係る住居手当の支給要件の削除と、次の6ページの左側になります。6ページの左側ですけれども、現行の上から3行目になりますけれども、第2号の持ち家に係る住居手当額4,300円の部分を削除するものでございます。

続いて、ご覧いただいているページの中段になりますが、第16条第4項の改正は、月60時間を超える時間外勤務について、これまで時間外勤務時間の割増積算基礎から除いておりました日曜日またはこれに相当する勤務時間を、民間企業の実態も踏まえ、割増の時間外勤務時間に含めるというものでございます。

左側現行の下線部が、日曜日またはこれに相当する勤務時間を除くという内容の規定であり、当該部分を削除することによりまして、月60時間を超える割増時間外勤務時間積算について、日曜日またはこれに相当する勤務時間が含まれるものとするものでございます。

続いて、第27条第1項の勤勉手当の改正についてであります。

現行、左側の一番下の行になりますけれども、「基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて」とある部分の「6ヶ月以内の期間」について、右側の改正案の下線部分になりますが、「規則で定める職員にあっては、規則で定める期間」とさせていただくものでございます。

具体的には、規則に委ねることになりますけれども、改正の理由は、課長職については、直近の1年間を通じた実績等に基づく勤務成績に応じて勤勉手当を支給するというものに改正するものでございます。

それでは、もう一度、条例のほうの20号議案、議案の条例本文のほうをご覧いただきたいと思えます。

1ページです。

下のほうになりますけれども、附則の第1項におきまして、施行日を平成23年4月1日。

それから、附則の第2項、これは持ち家に係る住居手当の廃止に関する経過措置でございます。施行日の平成23年4月1日から引き続き、自宅に係る住居手当の支給要件に該当する職員につきましては、次のページになりますけれども、改正前の支給額、月額4,300円を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間については「3,000円」に、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間については「1,500円」にするもので、これは千葉県への取り扱いに準じた経過措置となっております。

附則第3項においては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの経過措置期間中に

新たに職員になった者について、前項の経過措置を受ける職員との均衡上、必要と認められる職員についても、当該経過措置が講じられるというものでございます。

以上で、20号の説明を終わります。

続きまして、少し飛びます。議案第33号でございます。

議案第33号につきましては、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。この協議は千葉縣市町村総合事務組合の組織団体でございます。館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日に解散するため、千葉縣市町村総合事務組合を組織する団体数の減少等に伴う規約変更をすることについて、あらかじめ関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

それではまた新旧対照表、34ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表の34ページでございます。

今回の改正は、別表のみの改正でございます。今申し上げました館山市及び南房総市学校給食組合について、別表第1の組合を組織する団体、別表第2の各種共同処理をする団体からともに削除するものでございます。

別表第1の改正は、規約第2条の組合を組織する団体についてでございます。別表第2の改正は、規約第3条の共同処理する団体についての改正で、第1号は常勤の職員に対する退職手当の支給、第3号は議会の議員等の公務災害補償、第11号は公平委員会についての事務でございます。

以上で、33号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号の補足説明でございます。

議案第34号の訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて、補足説明を申し上げます。

本件につきましては、平成17年1月14日に旧干潟町が株式会社環境シンフォニックに対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき一般廃棄物処理業の許可をなしましたが、その後、当該許可に関する瑕疵が判明し、同年6月29日に当該許可を取り消したことに起因するものでございます。

株式会社環境シンフォニックは、この許可取り消しを不服として、平成18年2月13日に、市を被告とする行政処分の取消訴訟を提起いたしました。当該訴訟は3度にわたる口頭弁論期日の後、裁判所からの勧告により当該訴訟を取り下げました。

その後、平成19年4月4日には、この許可取り消しにより2億5,011万5,450円の損害が生じたとして、市に対して訴訟によらない賠償請求がありました。市ではこれに応じない旨を通知いたしました。

また、平成20年6月26日には、同様の理由で1億380万円の請求がございましたが、これも市では応じられない旨を通知いたしました。

これらの経過を経まして、平成20年12月8日に、市を被告として7,857万9,050円の損害賠償を求める訴訟が千葉地方裁判所八日市場支部に提起され、その後同月16日に、その請求額を8,642万9,050円まで拡張する申し立てがございました。

その後、口頭弁論を重ねる中、平成22年4月23日の第11回口頭弁論期日におきまして、裁判所から市が原告に3,500万円の和解金を支払うことを条件とした和解案が提示されましたが、市としましてはその和解案を了承することはできず、期日の続行を希望したところでございます。

期日の続行の中で、原告はその請求額を最終的には5,722万9,281円まで縮減してまいりましたが、その後、本年1月21日に開かれました第18回目の期日におきまして裁判所より2,750万円の支払いによる和解を勧告されたことを受けまして、内部の検討、それから顧問弁護士と協議の結果、この勧告を受け入れて当該訴訟を終結させたいとの結論に至りましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第18号、議案第31号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第18号は、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

旭中央病院においては、地域医療再生計画により、来年度から33床増床の見込みとなっております。

これに伴い、医師、看護師等の増員が必要であり、現在の1,800名から1,880名に定数を引き上げるものであります。

以上でございます。

それでは次に、議案第31号でございます。

議案第31号は、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてで、新本館開院に伴い、新たに使用料を設定するものです。

一つ目は、新本館へ救急外来が移転するため、現在の救急外来駐車場を使用しなくなることによる駐車場料金の改正です。

二つ目は、新たに差額室料を定めるものです。上限を2万5,000円とし、その範囲内で事業管理者が金額を定めるものです。当然ながら、具体的室料については、患者さんに提示していきます。

三つ目は、売店、会議室等の使用料についてで、新たな使用料を設定するものです。

そのほか条例に定めのないものについても、事業管理者が特に定めることができるよう規定を整備するものです。

詳しくは、新旧対照表、27ページから33ページにわたり記載してございますので、参考にしてください。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第19号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長（横山秀喜） 議案第19号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、消費者問題について、相談やあっせんを行う消費生活相談員の報酬額の改正を行うものであります。

新旧対照表のほうは、4ページのほうになりますので、後ほどご覧ください。

改正の内容ですが、別表中の消費生活相談員の報酬額、日額「8,000円」を「9,000円」に増額するものです。

これにつきましては、複雑化する相談に的確に対応するため、求められる職務の専門性や困難さを勘案し、待遇の改善を行うものであります。

以上で、議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第21号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 堀川茂博 登壇）

○税務課長（堀川茂博） 議案第21号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税の税率及び納期並びに軽減額について改正するものであります。

それでは、お手元の条文の順にご説明いたします。

第3条第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の率について、「100分の6.5」を「100分の6.9」に改めるものであります。

第4条の改正は、基礎課税額の資産割額の率について、「100分の30」を「100分の25」に改めるものであります。

第5条の改正は、基礎課税額の被保険者均等割額について、「1万2,000円」を「2万2,000円」に改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額の世帯別平等割額について、第1号で特定世帯以外の世帯の「2万円」を「2万7,000円」に、第2号で特定世帯の「1万円」を「1万3,500円」にそれぞれ改めるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率について、「100分の1.5」を「100分の2.9」に改めるものであります。

第7条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、「1万2,000円」を「1万3,000円」に改めるものであります。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割の率について、「100分の1.2」を「100分の2」に改めるものであります。

第9条の改正は、介護納付金課税額の被保険者均等割額について、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改めるものであります。

第12条第1項は、国民健康保険税の納期を8期から9期に増やすことにより、1期当たりの負担額を軽減するものであり、9期として2月1日から2月28日まで（ただしうるう年は29日まで）を加えるものであります。

第23条の改正は、国民健康保険税の減額でありまして、第1号で6割軽減額を7割軽減額に、第2号では4割減額を5割減額に、それぞれ減額する額を改めるとともに、第3号として新たに2割減額を設けて、減額する額を加えるものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1項は、施行期日を定めたものでありまして、施行日を平成23年4月1日としたものであります。

附則第2項は、経過措置として改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第22号、議案第23号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第22号、あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第23号、飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括いたしまして補足説明を申し上げます。

新旧対照表におきましては、13ページ、14ページでございます。

これらの条例の一部改正につきましては、指定管理者が取り扱う使用料について、条例整備を行うものであります。

あさひ健康福祉センター及び飯岡福祉センター両施設の使用料につきましては、旭市使用料及び手数料に関する条例で定めているところですが、この使用料を指定管理者の収入として収受できるよう定めるものであります。

また、第2項では、条例で定める額の範囲内において、市長の承認が必要ではありますが、使用料の額について指定管理者が定めることができるよう改正するものでございます。

両条例ともに、施行日は、平成23年4月1日とするものです。

以上で、議案第22号、議案第23号の補足説明といたします。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第24号、議案第25号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 林 芳枝 登壇）

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは議案第24号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

飯岡地区の塙保育所につきましては、入所児童数の減少と建物の老朽化により、保育所として存続することが難しい状態となったため、本年度末をもって廃止しようとするものです。

続きまして、議案第25号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

飯岡地区の八軒町児童遊園は、地域児童数の減少によって利用状況が低い上に、神社敷地内の狭隘な場所にあり防犯上も問題があることから、児童遊園の用に適さないものとして、

本年度末をもって廃止しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第26号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 花香寛源 登壇）

○保険年金課長（花香寛源） 議案第26号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

なお、新旧対照表につきましては、17ページでございます。

まず、第5条の出産育児一時金に関する改正ですが、現在の出産育児一時金の支給額は、緊急の少子化対策として35万円、産科医療補償制度の対象の場合は38万円とされておりましたが、平成21年の健康保険法施行例等の改正により、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置との位置付けで、支給額を39万円、産科医療補償制度対象の場合は42万円とされております。

国は、この暫定措置が終了しても、支給額を据え置くことが妥当だとし、現支給額を恒久化するとの考えを示したことに伴う改正でございます。

なお、施行は平成23年4月1日からとなります。

改正内容につきましては、旭市国民健康保険条例の第5条に規定されております「35万円」を「39万円」に改正し、経過措置であります附則の5を削除するものであります。

次に、第8条の保健事業に関する改正でございますが、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法第72条の4が削除されたのを受けまして、旭市国民健康保険条例の第8条中の「法第72条の5」を「法第72条の4」に改正するものです。

なお、施行日については、公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第27号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 石毛健一 登壇）

○健康管理課長（石毛健一） 議案第27号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表は、19ページに掲載してございます。

予防接種法に基づく定期予防接種の健康被害の救済措置としては、千葉県市町村予防接種

事故補償等条例の規定に基づき救済するものであり、法定外予防接種であるヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種の実施により事故が生じた場合、定期予防接種と同様に救済するには、本条例にその所掌事務として、定期予防接種のほかに法定外予防接種についても、市長が必要と認める予防接種として含まれていることとされているところから、条例第2条に「その他の規程」を加えるものでございます。

附則は、施行日を定めるとともに、23年1月1日から開始しました法定外予防接種について遡及適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 浪川敏夫 登壇）

○環境課長（浪川敏夫） 議案第28号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本案は、土砂等の搬入による土地の埋め立て等について、一層の適正化を図るため、面積要件を見直すとともに、土地所有者の責務の追加等、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、20ページから24ページでございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

第2条の改正については、本条例における用語の意義について定めておりますが、号立てにするとともに「土砂等」について、廃棄物は含まないこと、「小規模埋立て等」の面積について「500平方メートル以上3,000平方メートル未満」を「3,000平方メートル未満」に改めようとするものでございます。

第3条の改正は、事業者の責務に加え、第2項で「土地所有者の責務」及び第3項で「土砂等の安全基準」を定めようとするものでございます。

第5条の改正でございますけれども、各号において許可を要しないものを規定しておりますけれども、「碎石法や千葉県土採取条例等に基づき許認可等がなされた採取場から採取した土砂等・いわゆる山砂による埋立てについては、500平方メートル未満、それが専ら自らの居住の用に供する場合は1,000平方メートル未満を」、「一時たい積に供する場合の面積は500平方メートル未満」を追加しようとするものでございます。

第6条第2項の改正は、文言の整備でございます。

第7条第1項第2号の改正は、土砂等の採取場所の特定していることについて定めており

ますけれども、「建設発生土に安定処理を施して、その性状を改良した土砂等」にあつては、「処理前の採取場所が特定しており、かつ、搬出を容易にするため当該採取場所において安定処理をしたものに限る。」ことを規定しようとするものでございます。

第10条の改正は、文言の整理でございます。

第27条第1号の改正は、第3条第3項の規定による安全基準に適合しない土砂等の埋め立てについて罰則規定を追加しようとするものでございます。

施行日を、平成23年4月1日にしようとするものでございます。

以上で、議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第29号、議案第32号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤清和 登壇）

○消防長（佐藤清和） 議案第29号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

旭市消防署3分署を対象に、平成21年度実施しました耐震診断において、耐震不足の診断結果を受け、中で最も危険度が高い海上分署につきまして、このたび分署機能を海上支所内に移転することに当たり、条例で定められております海上分署位置の標記を変更するものがあります。

続きまして、議案第32号、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について、補足説明を申し上げます。

消防共同指令センターにつきましては、平成17年7月に国から「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」の通知を受けまして、平成18年度に県及び県下31消防本部による検討会を開催いたしました。その後、引き続き協議が行われ県を2ブロック化し、共同運用することについて合意が得られましたので、今回、協議会を設置するための規約の制定についておはかりすることといたしました。

○議長（林 一哉） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第30号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） 議案第30号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、昨

年10月の千葉県人事委員会勧告に基づく、職員の持ち家に係る住居手当廃止について改正するものでございます。

新旧対照表、26ページをご覧ください。

これまで、職員に支給されている住居手当の支給要件は、第9条第1号の自ら居住するためにアパートなどを借り受け、家賃を支払っている職員と、2号の自らが所有する住居に居住している職員で、世帯主である場合について支給することができるとされておりましたが、今回の改正は、アパート等の借家に係る手当は存続させ、持ち家に係る住居手当を廃止することとされたため、現行の第2号の持ち家に係る住居手当の支給要件を削除するものでございます。

申し訳ございませんが、また議案のほうをご覧くださいと思います。

附則第1項において、施行日を平成23年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、持ち家に係る住居手当の廃止に関する経過措置であり、平成23年4月1日前から引き続き、持ち家に係る住居手当の支給要件に該当する職員については、平成25年3月31日まで支給の対象であるというものでございます。

附則第3項においては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの経過措置期間中に新たに職員となった者について、前項の経過措置を受ける職員と均衡上、必要と認められる職員についても、当該経過措置が講じられるというものでございます。

以上で、議案第30号についての説明を終わります。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第35号、議案第36号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 米本壽一 登壇）

○秘書広報課長（米本壽一） 議案第35号、第36号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市は現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第35号で推薦したい方は、旭市後草2006番地20にお住まいの岩瀬紘一氏、昭和18年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第36号で推薦したい方は、旭市蛇園3604番地にお住まいの齋木龍恵氏、昭和29

年1月21日生まれの方であります。

岩瀬紘一氏、齋木龍恵氏、ともに地域での信望も厚く、平成17年から人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で、議案第35号、36号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は3月3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分